

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2019年6月28日

【事業年度】 第62期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

【会社名】 株式会社メニコン

【英訳名】 Menicon Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 田中英成

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中区葵三丁目21番19号

【電話番号】 052-935-1515 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役 経営統括本部長 渡邊基成

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中区葵三丁目21番19号

【電話番号】 052-935-1515(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役 経営統括本部長 渡邊基成

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	63,131	67,332	72,052	76,672	80,898
経常利益 (百万円)	2,822	3,236	4,036	4,458	5,645
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,431	2,224	2,543	2,657	3,576
包括利益 (百万円)	1,207	1,949	2,353	3,037	3,258
純資産額 (百万円)	33,872	38,439	37,681	40,121	42,549
総資産額 (百万円)	67,609	68,901	72,336	71,706	78,275
1株当たり純資産額 (円)	1,034.07	1,049.18	1,072.01	1,138.62	1,205.46
1株当たり当期純利益 (円)	43.79	62.52	71.75	75.67	101.63
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	-	61.59	70.91	74.84	94.30
自己資本比率 (%)	50.0	55.8	52.0	55.9	54.3
自己資本利益率 (%)	4.3	6.2	6.7	6.8	8.7
株価収益率 (倍)	-	30.2	23.8	34.9	31.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,233	7,859	5,197	7,857	7,023
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,525	3,293	6,065	900	4,951
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	422	851	271	4,196	1,825
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	8,387	12,057	10,755	15,484	19,286
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用 人員〕 (名)	2,580 〔465〕	2,710 〔522〕	2,971 〔565〕	3,083 〔582〕	3,264 〔553〕

- (注) 1. 第61期より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第60期以前につきましても百万円単位で表示しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第58期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第59期では当社株式は2015年6月25日に東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、新規上場日から第59期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 当社は2018年1月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第58期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 第58期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 当社は「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第62期の期首から適用しており、第61期に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月	2015年 3月	2016年 3月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月
売上高 (百万円)	44,014	46,958	49,674	52,361	55,814
経常利益 (百万円)	2,710	2,769	3,097	4,022	4,554
当期純利益 (百万円)	1,670	2,103	2,220	1,504	3,217
資本金 (百万円)	1,769	3,329	3,379	3,379	3,379
発行済株式総数 (株)	16,344,000	18,319,000	18,402,000	36,804,000	36,804,000
純資産額 (百万円)	36,765	41,433	40,545	41,463	43,811
総資産額 (百万円)	63,865	65,540	68,007	68,344	75,749
1株当たり純資産額 (円)	1,124.75	1,130.89	1,154.66	1,177.90	1,242.46
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	30.00 (-)	30.00 (-)	38.00 (-)	25.00 (-)	28.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	51.10	59.11	62.66	42.86	91.41
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	-	58.23	61.93	42.39	84.82
自己資本比率 (%)	57.6	63.2	59.6	60.6	57.8
自己資本利益率 (%)	4.6	5.4	5.4	3.7	7.6
株価収益率 (倍)	-	32.0	27.2	61.7	35.0
配当性向 (%)	29.4	25.4	30.3	58.3	30.6
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用 人員〕 (名)	1,116 〔25〕	1,153 〔28〕	1,208 〔31〕	1,259 〔26〕	1,319 〔25〕
株主総利回り (%)	-	-	91.2	142.2	172.9
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(-)	(-)	(114.7)	(132.9)	(126.2)
最高株価 (円)	-	4,155	4,065	3,530 (6,450)	3,250
最低株価 (円)	-	2,050	2,501	2,328 (3,115)	2,363

(注) 1. 第61期より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第60期以前につきましても百万円単位で表示しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第58期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第59期では当社株式は2015年6月25日に東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、新規上場日から第59期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

4. 当社は2018年1月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第58期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 第58期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、2018年3月期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。
但し、当社株式は、2015年6月25日から東京証券取引所市場第一部に上場されており、それ以前の株価については該当事項がありません。
7. 第58期から第59期の株主総利回り及び比較指標は、2015年6月25日に東京証券取引所市場第一部に上場したため、記載しておりません。

2 【沿革】

年月	概要
1951年2月	当社創業者である田中恭一が日本初の角膜コンタクトレンズを開発。
1952年7月	当社の前身である日本コンタクトレンズ研究所（個人事業）を開業。
1957年7月	愛知県名古屋市昭和区に日本コンタクトレンズ㈱を設立。
1963年8月	愛知県名古屋市西区へ本社移転。
1965年7月	東洋コンタクトレンズ㈱に商号変更。
1967年11月	ブランド名「メニコン」商標登録。
1977年6月	フランスにMenicon Europe S.A.（現 連結子会社Menicon SAS）を設立。
1982年6月	東洋コンタクトレンズ㈱から販売部門を分離し、愛知県名古屋市中区に㈱メニコン（以下、旧㈱メニコン）設立。
1984年11月	主力工場として岐阜県関市に関工場新設。
1985年5月	わが国で初めて厚生省（現 厚生労働省）より眼内レンズ承認を受け、白内障関連ビジネスを開始。
1986年11月	新たに㈱メニコン（新㈱メニコン）設立。
1987年3月	東洋コンタクトレンズ㈱及び旧㈱メニコンから営業譲渡を受け、新㈱メニコンの営業を開始。
1988年1月	ドイツに現地法人Menicon GmbH（現 連結子会社でMenicon Holdings B.V.子会社）設立。
1992年5月	フランスにケア用品工場Menicon Pharma S.A.（現 連結子会社Menicon Pharma SASでMenicon SAS子会社）設立。
1993年4月	新㈱メニコンと東洋コンタクトレンズ㈱が合併。
1995年10月	愛知県春日井市に総合研究所を新設。
1997年5月	動物用眼内レンズの発売と共に動物用医療ビジネスを開始。
1997年6月	眼科医療機器メーカー㈱ナイツの株式取得。
1997年12月	生産委託先の東洋光学㈱（現 連結子会社㈱メニコンビジネスアシスト）の株式取得。
2001年2月	スペインにMenicon Espana S.L.（現 連結子会社でMenicon Holdings B.V.子会社）設立。
2001年4月	定額制会員システム「メルスプラン」を開始。
2001年4月	米国にMenicon America, Inc.を設立。
2002年2月	岐阜県各務原市に技術開発施設テクノステーションを新設。
2003年5月	愛知県名古屋市中区に㈱メニワンを設立。
2004年1月	英国にMenicon UK Ltd.（2014年2月に清算済）設立。
2005年3月	シンガポールにMenicon-Mandarin Asia Pte. Ltd.（現 Menicon Singapore Sales Pte. Ltd.）設立。
2005年4月	愛知県春日井市に春日井工場を新設。

年月	概要
2006年5月	オランダのコンタクトレンズメーカーNKL Holding B.V.の株式取得。それに伴い、NKL Contactlenzen B.V.を子会社化。NKL Holding B.V.の持株会社として、同国にMenicon Holdings B.V.設立。
2006年10月	シンガポールに現地法人Menicon Singapore Pte. Ltd.を設立。
2008年5月	ハードコンタクトレンズ製造・販売のため、温州医学院との合弁事業会社となる温州欣视界科技有限公司を設立。
2009年11月	英国でのコンタクトレンズ製造・販売拠点としてDavid Thomas Contact Lenses Ltd.(現Menicon Limited.)の株式取得。
2010年2月	(株)トーマーの株式取得。同年4月(株)メニコネクに商号変更。
2010年2月	(株)ナイツの全株式を(株)西澤電機計器製作所へ譲渡。
2010年6月	Menicon America Inc.を通して米国のThe Lagado Corporationの株式取得。
2010年9月	中国上海に輸入卸の現地法人Menicon China Co., Ltd.(2015年1月に売却済)設立。
2011年3月	スペインに小売店 Daruma Optica S.L.(2015年6月に清算済)をMenicon Holdings B.V.を通して設立。
2011年4月	欧州子会社を再編。Menicon Holdings B.V.を統括会社として、Menicon Holdings Europe S.A.S.、Menicon GmbH、Menicon UK Ltd.、Menicon Espana S.L.及びDavid Thomas Contact Lenses Ltd.の株式をMenicon Holdings B.V.へ移転。
2011年4月	シンガポールでの活動強化のため、現地合弁会社Menicon-Mandarin Asia Pte. Ltd.の株式を取得し、Menicon Singapore Sales Pte. Ltd.に商号変更。
2011年4月	Menicon Holdings Europe S.A.S.を通してフランスのコンタクトレンズ流通・販売所としてLaboratoire Tours Contact(2014年9月に清算済)の株式取得。
2011年11月	薄さ約1mmのパッケージの1日使い捨てコンタクトレンズ「Magic」発売。
2012年1月	Menicon Holdings Europe S.A.S.の商号をMenicon SASに変更。
2012年1月	(株)ダブリュ・アイ・システムの株式取得。
2012年12月	香港にFirst Glory Holdings Ltd.を設立。
2013年4月	上海瑞亦康生物科技有限公司(2016年3月に売却済)を中国ライフサイエンス事業展開を目的に設立。
2013年6月	オーストラリアでの販売活動強化のため、同国での当社ディストリビューターMenitec Pty Ltdの株式を取得。同年7月商号をMenicon Australia Pty Ltdに変更。
2013年6月	メルスプラン累計会員数が100万人に到達。
2014年3月	NKL Contactlenzen B.V.とNKL Holding B.V.を統合。
2014年5月	アジア諸国における事業領域の拡大を図るため、韓国にMenicon Korea Co., Ltd.を設立。
2014年7月	サークルレンズ「2WEEKメニコン Rei」発売。
2015年3月	1日使い捨てコンタクトレンズの製造工場として岐阜県各務原市に各務原工場を新設。
2015年6月	東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に株式上場。
2015年10月	富士コンタクト(株)の株式取得。
2015年12月	遠近両用コンタクトレンズ「2WEEKメニコン プレミオ 遠近両用」発売。

年月	概要
2016年 6 月	(株)アルファコーポレーションの株式取得。
2016年11月	(株)エーアイピーの株式取得。
2016年12月	シリコーンハイドロゲル素材の1日使い捨てコンタクトレンズ「1 DAYメニコン プレミオ」発売。
2017年 5 月	ハードコンタクトレンズ「メニコンローズK」発売。
2018年 9 月	シリコーンハイドロゲル素材の1日使い捨て乱視用コンタクトレンズ「1 DAYメニコン プレミオ トーリック」発売。
2018年11月	3 ヶ月交換コンタクトレンズ「フォーシーズン」発売。
2018年12月	1日使い捨てコンタクトレンズ製造工場である各務原工場の増設工事開始。
	2週間交換コンタクトレンズ「2 WEEKメニコン プレミオ 遠近両用 トーリック」発売。
2019年 1 月	メルスプラン累積会員数が130万人に到達。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社21社(他に非連結子会社4社)、持分法適用会社2社(他に持分法を適用しない非連結子会社4社)で構成されており、コンタクトレンズ関連事業とその他事業を主な事業として取り組んでおります。

事業内容及び当社グループの当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

セグメント	主な事業の内容	主な会社名
コンタクトレンズ関連事業	コンタクトレンズ(定額制会員システム「メルスプラン」によるものを含む)及びケア用品等の製造、販売	当社 (株)ダブリュ・アイ・システム (株)メニコネクト 富士コンタクト(株) (株)アルファコーポレーション (株)エーアイピー Menicon SAS Menicon GmbH Menicon Pharma SAS Menicon Holdings B.V. NKL Contactlenzen B.V. Menicon Singapore Pte. Ltd. Menicon America, Inc. Menicon Limited.
その他事業	1. 動物用医療製品等の開発、販売 2. 稲わらの分解促進剤、家畜排泄物の堆肥化促進剤等の開発、販売 3. 生殖補助医療及び先端医療分野の製品開発、販売 4. 人材派遣	当社 (株)メニワン (株)メニコンビジネスアシスト

イ) コンタクトレンズ関連事業

コンタクトレンズ関連事業にはコンタクトレンズ分野とケア用品分野があります。コンタクトレンズ分野において当社創業者である田中恭一が1951年に日本初の角膜コンタクトレンズを開発して以来、当社は常に新素材・新デザインの開発、製造技術の向上、生産・品質管理体制の整備を進め、業界をリードしております。現在、ハードコンタクトレンズ、ソフトコンタクトレンズに加え、成長カテゴリーであるディスポーザブルコンタクトレンズとして1日使い捨て、2週間交換、1ヵ月交換タイプを製造・販売しております。また、当社独自の特徴として、2001年4月に業界初の定額制会員システム「メルスプラン」を導入し、130万人の会員を有しております(2019年3月末現在)。メルスプラン(Menicon Eye Life Support Plan)とは、入会金と定額の月会費を支払うことで、紛失・破損・度数変更時の保証などを受けられ、常に安全かつ自身の目に最適なコンタクトレンズの装用を続けることが可能になるサービスです。メニコン直営店を含む、全国1,693のメルスプランに加盟しているコンタクトレンズ店など(以下、加盟施設という。)でサービスを実施しております(2019年3月末現在)。加盟施設にとっては顧客へのコンタクトレンズ提供に伴い定期的な眼科受診を推奨でき、顧客の固定化、価格競争にとらわれない付加価値の提供が可能になるというメリットがあります。また、当社直営店である「Menicon Miru」と当社グループのコンタクトレンズ販売会社である株式会社ダブリュ・アイ・システム「エースコンタクト」、富士コンタクト株式会社「富士コンタクト」、株式会社エーアイピー「シティコンタクト」においては、「見る」にこだわる"をスローガンに掲げております。一貫したサービスを展開する販売網として「Miru」ブランドを掲げることで全国への浸透を図り、メルスプラン会員の更なる獲得を目指しております。

成長カテゴリーであるディスポーザブルコンタクトレンズにつきましては、1日使い捨て乱視用コンタクトレンズ「1DAYメニコン プレミオ トーリック」や乱視用と遠近両用の機能を併せ持つ2週間交換コンタクトレンズ「2WEEKメニコン プレミオ 遠近両用 トーリック」を発売いたしました。製品ラインアップの拡充により、同市場のシェア拡大に努めてまいります。またこの他に、新たなカテゴリーとなる3ヵ月交換コンタクトレンズ「フォーシーズン」を発売し、製品普及のため販売促進活動に取り組んでまいります。今後も新たな成長機会を獲得するため、当社の研究体制・開発力を活用し、引き続き新製品導入に取り組み、国内の安定した事業基盤、ビジネスモデルを後盾に、海外市場への展開にも積極的に取り組んでまいります。

ケア用品分野では、コンタクトレンズ用ケア用品の開発、製造及び販売を行っております。ケア用品とは、コンタクトレンズを洗浄、消毒、保存する液剤であり、当社グループはハードコンタクトレンズ用ケア用品とソフトコンタクトレンズ用ケア用品の両方を販売チャネルに応じた戦略を用いて市場展開しております。メルスプラン会員向けには会員価格でのケア用品宅配サービスを提供することで当社グループ純正品の使用を促し、ドラッグストアなどの小売販売チャネルにおいては数量を多くしたバンドルパックなどの価格競争力のある商品や、カラーコンタクトレンズ用ケア用品などのドラッグストア専用商品を販売することでシェアの確保、拡大に努めております。今後も総合コンタクトレンズメーカーとしての強みを発揮し、それぞれのコンタクトレンズに最適なケア用品の開発、販売を行ってまいります。

また、海外では北米及び欧州地域にて、ディスポーザブルコンタクトレンズの海外向けオリジナルブランド「Miru」の浸透に努めております。北米ではディスポーザブルコンタクトレンズ事業を強化するため、近視・遠視用、乱視用、遠近両用レンズのそろった「Miru 1month Menicon」シリーズを本格販売いたしました。欧州では1日使い捨てコンタクトレンズ「1DAYメニコン プレミオ」の海外向けブランド「Miru 1day UpSide」を発売開始いたしました。アジア地域においては睡眠中に装着することで近視矯正効果があるオルソケラトロジー用レンズやコンタクトレンズケア用品を中国にて販売するなど事業の拡大に尽力しております。

ロ) その他事業

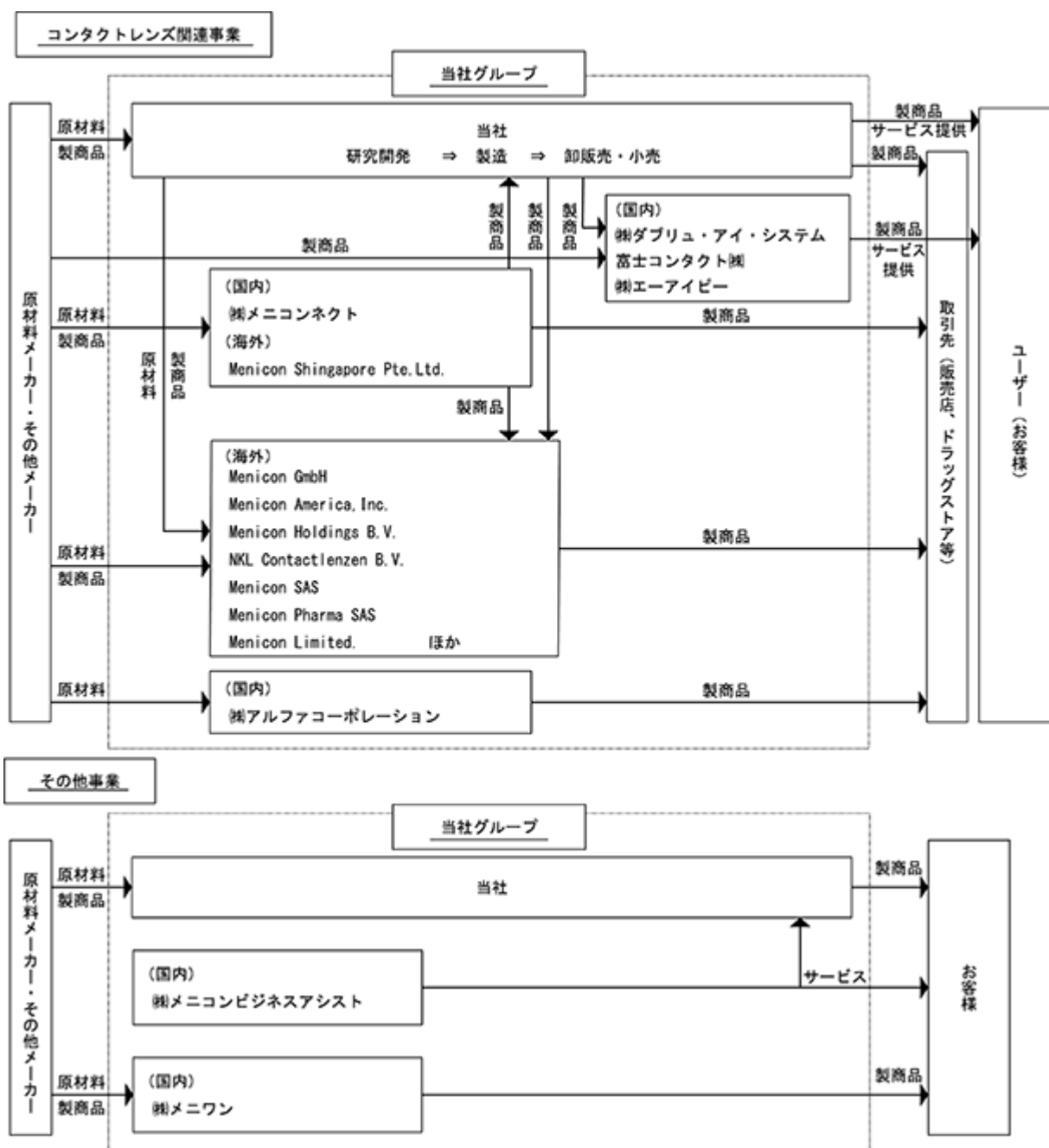
その他事業は、動物用医療製品などの開発、販売(動物医療事業)、稲わらの分解促進剤、家畜排泄物の堆肥化促進剤などの開発、販売(環境バイオ事業)、生殖補助医療及び先端医療分野の製品開発、販売(ライフサイエンス事業)、人材派遣などを行っております。

動物医療事業では、コンタクトレンズ開発で培った技術を動物の眼科医療に応用しております。1997年に日本で初めての動物用眼内レンズを発売した後も、獣医師と共同での治療用器具やサプリメントの開発、動物眼科医療の環境作りのためのセミナーの開催など、動物眼科医療の発展のために様々な活動を行っております。また、中国、韓国、台湾、マレーシアへの輸出も拡大しております。

環境バイオ事業では、コンタクトレンズ、ケア用品の開発で培った技術を、環境事業分野に活用しております。具体的には当社ケア用品開発の中で発見した酵素を基に開発した、稲わら分解剤「アグリ革命」など、当社グループ独自の学術的な研究開発アプローチで、高品質な製品作りを実現しております。

ライフサイエンス事業では、コンタクトレンズの製造を通して人々の見える喜びに貢献してきたこと、これまで培ってきたものづくりの精神を基盤に、世の中のニーズに合わせた製品を生み出していこうと考えております。具体的には運動性の高い精子を選別する「スパームソータ クオリス」、妊娠しやすい身体づくりをサポートする「プレグナ」、目を酷使する現代人をサポートするサプリメント「LaferrriEye(ラフェリアイ)」など多様な製品の販売に注力しております。当期は「プレグナ」をリニューアルし、更なる売上拡大に努めてまいります。このように当社グループは新しい製品・サービスにも果敢にチャレンジすることで、その他事業を第2の事業基盤に育てていくことを目指し、海外も視野に入れた展開をしていく所存でございます。

当社グループの事業系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱メニコネク ト (注) 2	愛知県名古屋市西区	百万円 80	コンタクトレン ズ関連事業	100.0	当社コンタクトレンズ等の 製造・開発・販売をしてお ります。 役員の兼任 2名
㈱メニコンビジネスアシスト	愛知県名古屋市東区	百万円 95	その他事業	100.0	当社への人材派遣・業務受 託を行っております。 役員の兼任 2名
Menicon SAS (注) 2	フランス・パリ	ユーロ 8,023,900	コンタクトレン ズ関連事業	100.0 (100.0)	当社コンタクトレンズ等を 製造・販売しております。 役員の兼任 2名
Menicon GmbH (注) 2	ドイツ・フランクフル ト	ユーロ 4,090,335	コンタクトレン ズ関連事業	100.0 (100.0)	当社コンタクトレンズ等を 販売しております。 役員の兼任 2名
Menicon Pharma SAS (注) 2	フランス・ストラス ブール	ユーロ 7,150,000	コンタクトレン ズ関連事業	100.0 (100.0)	当社ケア用品等を製造して おります。 役員の兼任 2名
Menicon Espana S.L.	スペイン・バルセロナ	ユーロ 150,000	コンタクトレン ズ関連事業	100.0 (100.0)	当社コンタクトレンズ等を 販売しております。 役員の兼任 1名
Menicon Holdings B.V. (注) 2	オランダ・エメン	ユーロ 4,225,000	コンタクトレン ズ関連事業	100.0	子会社グループの統括管理 を行っております。 役員の兼任 1名
Menicon America, Inc.	米国・マサチューセツ 州	米ドル 1,100,000	コンタクトレン ズ関連事業	100.0	当社コンタクトレンズ等を 販売しております。 役員の兼任 2名
Menicon Singapore Sales Pte. Ltd.	シンガポール	シンガポールド ドル 3,920,000	コンタクトレン ズ関連事業	100.0	当社コンタクトレンズ等を 販売しております。 役員の兼任 2名
Menicon Limited.	英国・ノーザンプトン	英ポンド 1,250	コンタクトレン ズ関連事業	100.0 (100.0)	コンタクトレンズ等を製 造・販売しております。 役員の兼任 2名
Menicon Singapore Pte. Ltd. (注) 2	シンガポール	百万円 7,766	コンタクトレン ズ関連事業	100.0	当社コンタクトレンズ等を 製造しております。 役員の兼任 3名
The Lagado Corporation	米国・コロラド州	米ドル 53,568	コンタクトレン ズ関連事業	100.0 (100.0)	当社コンタクトレンズ原材 料等を製造・販売しており ます。 役員の兼任 2名
㈱ダブリュ・アイ・システ ム (注) 5	東京都豊島区	百万円 308	コンタクトレン ズ関連事業	100.0	当社コンタクトレンズ等を 販売しております。 役員の兼任 3名

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
NKL Contactlenzen B.V.	オランダ・エメン	ユーロ 18,200	コンタクトレン ズ関連事業	100.0 (100.0)	コンタクトレンズ等を製 造・販売しております。 役員の兼任 2名
(株)メニワン	愛知県名古屋市西区	百万円 50	その他事業	100.0	動物用医療用品等を販売し ております。 役員の兼任 2名
Menicon Australia Pty Ltd	オーストラリア・アデ レード	オーストラリ アドル 3	コンタクトレン ズ関連事業	100.0	当社コンタクトレンズ等を 販売しております。 役員の兼任 2名
First Glory Holdings Ltd.	香港・銅鑼湾	香港ドル 18,405,800	その他事業	100.0	当社への業務委託を行って おります。 役員の兼任 2名
Menicon Korea Co., Ltd.	韓国・ソウル	ウォン 450,000,000	コンタクトレン ズ関連事業	100.0	当社コンタクトレンズ等を 販売しております。 役員の兼任 2名
富士コンタクト(株)	東京都豊島区	百万円 47	コンタクトレン ズ関連事業	100.0	当社コンタクトレンズ等を 販売しております。 役員の兼任 2名
(株)アルファコーポレーション	愛知県名古屋市東区	百万円 90	コンタクトレン ズ関連事業	100.0	コンタクトレンズ等を製 造・販売しております。 役員の兼任 2名
(株)エーアイピー	福岡県福岡市西区	百万円 10	コンタクトレン ズ関連事業	98.7	当社コンタクトレンズ等を 販売しております。 役員の兼任 2名
(持分法適用関連会社) 温州欣視界科技有限公司	中国・浙江省	元 5,377,684	コンタクトレン ズ関連事業	40.1	コンタクトレンズ等を製 造・販売しております。 役員の兼任 2名
Big Picture Medical Pty Ltd	オーストラリア・サ リーヒルズ	オーストラリ アドル 7,949,992	コンタクトレン ズ関連事業	17.9	医療分野における遠隔診断 プラットフォームを提供し ております。 役員の兼任 1名

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. 「議決権の所有(被所有)割合」欄の()は間接所有であります。

5. 株式会社ダブリュ・アイ・システムについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	13,703百万円
	経常利益	918百万円
	当期純利益	706百万円
	純資産額	2,929百万円
	総資産額	5,373百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
コンタクトレンズ関連事業	2,777 (537)
その他事業	375 (16)
全社(共通)	112 (0)
合計	3,264 (553)

- (注) 1. 従業員数は当社グループにおける就業人員数であります。また、当社グループから当社グループ外への出向者及び当社グループ外から当社グループへの出向者に該当する者はありません。
2. 従業員数欄に臨時従業員の年間平均雇用人員を()外数で記載しております。また、臨時従業員数にはパートタイマーの従業員を含み、派遣社員は除いております。
3. 全社(共通)は、経営統括本部、戦略統括本部及び管理統括本部の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,319 (25)	39.07	14.10	5,663

セグメントの名称	従業員数(名)
コンタクトレンズ関連事業	1,133 (24)
その他事業	74 (1)
全社(共通)	112 (0)
合計	1,319 (25)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄に臨時従業員の年間平均雇用人員を()外数で記載しております。また、臨時従業員数にはパートタイマーの従業員を含み、派遣社員は除いております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社(共通)は、経営統括本部、戦略統括本部及び管理統括本部の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社には、従業員の労働条件の向上と健全な労使関係の維持発展を目的として、1966年9月に結成された労働組合(メニコン労働組合)があり、2019年3月31日現在の組合員数は904名であります。労使関係については円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

当社グループはこれまでに展開してきた事業の成長戦略を引き続き実施し、更なる飛躍を遂げるために、以下の課題に取り組んでおります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、製品開発から顧客サービスまで一貫した優秀なシステム・体制を構築・維持しながら、社会に役立つ製品とサービスを世界中へ提供し、顧客からの信頼・支持を得ることを目標としております。そして、コンタクトレンズの製造で培った技術を応用し、創造的かつ独創的な技術で眼科医療分野のみならず、動物医療事業や環境バイオ事業、ライフサイエンス事業においても新しい製品やサービスを提供することを目指します。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、2020年における自社のあるべき姿として「Vision2020」という中長期計画を定めており、売上高1,000億円、営業利益率10%を目標としております。また、ROE（自己資本利益率）及び時価総額の向上も目指します。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、「Vision2020」の達成のために、自社での一貫した開発、製造、販売体制を活かし、事業の拡大に取り組んでおります。国内市場はメルスプランを軸に展開し、海外市場及び新規事業の拡大にも励んでまいります。

(4) 経営環境及び会社の対処すべき課題

1日使い捨てコンタクトレンズを中心としたディスポーザブルコンタクトレンズが国内コンタクトレンズ市場を牽引しており、同市場の規模は拡大傾向にあります。しかし、全世界における競合企業との競争の激化による市場環境の変化も予測されます。

このような経営環境の変化に対応するため、当社グループは以下の施策に取り組むことで事業拡大に努めてまいります。

新製品の開発と生産能力の向上

市場において需要の伸びている、1日使い捨てコンタクトレンズの商品ラインアップ拡充が課題であるため、早期の製品開発、導入に取り組んでまいります。

また、安定的に製品を供給し続ける生産体制を構築するため、1日使い捨てコンタクトレンズの生産設備の増強を行っておりますが、今後も適切なタイミングでの設備投資を行い、引き続き生産能力の増強を図ります。

メルスプラン会員数の拡大

メルスプランの商品ラインアップを充実させるとともに、直営販売店、当社グループ会社の販売店、メルスプラン加盟施設のネットワークを強化することで、引き続きメルスプラン会員数の拡大を図ります。また、メルスプランを顧客のライフスタイルやニーズにあった、より魅力的なサービスに改善することにより、新規会員の獲得及び会員満足度の向上に取り組んでまいります。

海外事業の拡大

当社グループの更なる発展のためには、海外事業を拡大し、海外売上比率を高めることが不可欠であると考えております。そのため、地域別の市場に応じた商品の販売拡大に取り組んでまいります。

特に米国や欧州、中国を中心としたアジアにおいて、個々の戦略に基づき販売活動を推進してまいります。

新規事業の拡大

動物医療事業、環境バイオ事業、ライフサイエンス事業の3つの事業を中心に、成長性と収益性を判断しながら、長期的な視点で事業を育ててまいります。さらには、禁煙活動を中心とした健康ビジネスの事業化についても推進してまいります。

ガバナンス体制の充実とリスクへの対応

当社が持続的に成長し、長期的に企業価値を向上していくために、引き続きコーポレートガバナンスの向上に取り組んでまいります。また、企業経営に重大な影響を与えられとされるリスクを想定し、リスクマネジメントすることにより、経営の安定化を図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した当社グループの事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、リスク要因となる可能性がある事項及びその他の投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項には以下のようなものがあります。また、リスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 競合等の影響について

当社グループは昨今売上が伸長しているインターネット販売と比較して、メルスプランは定期的な眼科健診の通知及びコンタクトレンズの管理指導といった安全面での優位性があると考えており、メルスプランを普及させることで安全性を維持した独自のシステム構築に努めてまいります。しかしながら、競合他社による販売価格の引き下げやプロモーション活動の強化などにより競争が激化した場合、当社グループを取り巻く経済情勢及び市場の変化が生じた場合、もしくは当社グループの市場予測が十分でなく、顧客のニーズに合致した製品を適時に提供できなかった場合において、シェアを確保することが困難となり当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制について

当社グループの主要製品であるコンタクトレンズは、医薬品医療機器等法において「高度管理医療機器」に該当しており、コンタクトレンズの製造販売業や販売業は許可制、製造業は登録制となっております。このため当社グループでは、医薬品医療機器等法の規定に基づき、第1種医療機器製造販売業、高度管理医療機器等販売業（店舗ごと）の許可及び製造業の登録を受けたうえで、製造・販売を行っております。また、海外においても、それぞれの国における規制への対応を行っております。

製造販売業者においては、医薬品医療機器等法第23条の2の14の規定に基づき、「医療機器等総括製造販売責任者」の設置、また、販売を行う店舗においては、同法第39条の2の規定に基づき、「高度管理医療機器等営業所管理者」の設置が義務付けられております。なお、同法に定める未承認品の出荷を認めてしまう場合、また重大な不具合に対して報告義務を怠った場合など、一定の事由に該当した場合、当該許可等が取り消されることもあります。現時点において、当該許可等が取り消しになる事由の発生並びにその認識はしておりません。

今後コンタクトレンズの製造・販売に関して、新たな法的規制が制定された場合、また医薬品医療機器等法が改正された場合などには、新たな対応が必要となる可能性を有しており、このような場合には、新製品開発期間の長期化、開発コストの増大、製造コスト及び設備投資負担の増加などにより、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

許認可等の名称	第1種医療機器製造販売業	医薬部外品製造販売業
所管官庁等	愛知県	愛知県
許認可等の内容	高度管理医療機器製造販売業に関する許可	医薬部外品製造販売業に関する許可
取得年月	2018年4月1日	2017年12月1日
有効期限	2023年3月31日 (5年毎の更新)	2022年11月30日 (5年毎の更新)
法令違反の要件及び主な許認可取消事由	未承認品の出荷を認めてしまう場合、また重大な不具合等に対して報告義務を怠った場合等	未承認品の出荷を認めてしまう場合、また重大な不具合等に対して報告義務を怠った場合等

許認可等の名称	医療機器製造販売	医薬部外品製造販売
所管官庁等	厚生労働省	厚生労働省
許認可等の内容	高度管理医療機器製造販売業に関する承認	医薬部外品製造販売業に関する承認
法令違反の要件及び主な許認可取消事由	基準適合証の更新ができない場合、効果又は性能を有すると認められない場合、著しく有害な作用を有することにより医療機器として使用価値がない場合等	効果又は性能を有すると認められない場合、著しく有害な作用を有することにより医薬部外品として使用価値がない場合等

許認可等の名称	高度管理医療機器等販売業
所管官庁等	保健所設置市及び特別区
許認可等の内容	医療機器の販売に関する許可
法令違反の要件及び主な許認可取消事由	無許可販売や保健衛生上の危険を生ずるおそれがある販売行為、医療行為があった場合等

(注)医療機器製造販売及び医薬部外品製造販売については製品ごとに承認を取得し、高度管理医療機器等販売業については事業所ごとに許可を取得するため、取得年月及び有効期限の記載を省略しております。

(3) 海外での事業展開について

当社グループは、欧州、北米、アジアにおいてコンタクトレンズ及びケア用品事業を展開しております。今後、国内コンタクトレンズ及びケア用品市場において少子高齢化の進行などにより新規顧客の獲得が難しくなる中で、当社グループが事業の成長性を確保するために海外市場の開拓は重要であると考えております。かかる見地から、当社グループは海外への事業展開により売上高の増大を図りますが、こうした取組みにもかかわらず、海外市場の変化、海外における競合の状況及び新製品開発の時期などによっては、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 製造物責任について

当社グループの主要製品であるコンタクトレンズは、目に直接触れるという製品上の特性を持つため、眼に障害が発生する可能性があります。当社グループは厳しい品質管理基準の下で、販売を行う各国の要請する様々な安全基準に準拠した上で、製品の開発・製造・販売を行っておりますが、将来にわたり製品に不備があったことが原因で訴訟等の事態に発展した場合、損害賠償金の支払や社会的信頼の喪失等、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生する可能性があります。

(5) 知的財産権について

当社グループが事業を優位に展開する上で、知的財産権は重要な役割を果たしていると考えております。当社グループは保有する知的財産権について適切な保護及び管理を行っておりますが、第三者が当社グループの技術などを使用し、市場において当社グループの競争力に悪影響を与える可能性があります。また、当社グループは第三者の知的財産権を侵害しないように留意し、調査を行っておりますが、万が一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害してしまった場合には、対価の支払や損害賠償請求の訴訟など、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生する可能性があります。

(6) 情報漏洩について

当社グループでは、製品、販売及び個人情報等の情報をコンピュータにより管理しており、システム上のトラブルなど、万が一の場合に備えて保守・保全の対策を講じるとともに、情報管理体制の徹底に努めております。

しかしながら、近時、当社連結子会社が運営するインターネットサイトに対する第三者による不正アクセスとこれによる被害の発生が確認されております。このようなシステムの脆弱性を利用した外部からの攻撃、不正アクセスやコンピュータウイルス感染などによって情報漏洩が発生した場合には、顧客及び取引先からの損害賠償請求の対象となり、また当該事案に対応するための費用を要する可能性があるほか、当社グループの社会的信用に大きく影響を及ぼす可能性があり、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、事業買収等により取得した子会社等を含め、国内外に多数のグループ会社を有しておりますが、かかるグループ会社等に対し、適切なグループガバナンスが及ばず、又は、システム・セキュリティを含む様々なリスクに対するモニタリングやコントロールが十分に及ばないなど、リスクマネジメントが適切に機能しない場合には、当社グループの事業運営や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 減損について

固定資産の評価につきまして、当社グループは「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。当社グループが保有している固定資産及び買収によって発生したのれんにつきまして、事業収益の著しい低下などに伴い回収可能価額が大きく下落し帳簿価額を下回った場合、減損損失の計上の必要があります。その場合、当社グループの財政状態及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(8) 顧客の嗜好変化等について

当社グループは多様化する消費者のニーズに対応するため、ハードコンタクトレンズ、ソフトコンタクトレンズ、ディスプレイザブルコンタクトレンズ、さらには新製品の開発と幅広いラインアップで消費者のニーズと眼の形状、健康に合わせた製品を提供しております。しかし、当社グループのシェアが高いハードコンタクトレンズからの急激な消費者嗜好の変化、及び当社グループが想定していない市場の変化が生じた場合、コンタクトレンズ関連事業の売上が計画通りに伸びない可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 製品売上構成の変化について

コンタクトレンズ市場においてはハードコンタクトレンズ及びソフトコンタクトレンズが縮小傾向である一方、ディスプレイザブルコンタクトレンズの装用人口の増加が市場全体を牽引しております。当社グループはこのディスプレイザブルコンタクトレンズの成長機会の獲得に向け、自社製造の1日使い捨てコンタクトレンズ「Magic」、「1 DAYメニコン プレミオ」、サークルレンズ「2 WEEKメニコン Rei」などの製品展開を進めており、今後も引き続き重点的に販売促進活動に取り組んでまいります。ディスプレイザブルコンタクトレンズは創業以来製造してきたハードコンタクトレンズなどに比して原価率が高いですが、生産数量の増加等により製造原価を低減させていく方針です。しかしながら、製造原価の低減が上手くいかず、当社グループ全体の原価率が上昇した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) インターネット販売の増加について

コンタクトレンズ販売店舗と競合するインターネット上でのコンタクトレンズ販売高が増加している中、当社グループはメルスプラン会員向けの定期宅配サービスや専用Webサイトによるサービスの実施を対抗策として打ち出しております。しかしながら、インターネット販売の動向によっては店舗販売における新規顧客の獲得が困難になる可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 金利変動リスク等について

当社グループは設備投資に関する資金及び運転資金を金融機関からの借入等により調達しております。資金調達につきましては固定金利での社債発行又は長期借入を主とすること等により短期的な金利上昇リスクへの対応を図っておりますが、金利上昇は支払利息の増加を招き利益を圧迫する要因となるため、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は2018年6月7日に第1回及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下総称して「本転換社債」といいます）（額面総額80億円）を発行しております。当社株価が今後様々な要因から転換価額を下回る水準で推移する等により、本転換社債の株式への転換が進まなかった場合には、満期（2021年6月7日）において残存する本転換社債につき額面での一括償還が必要となり、当社は他の資金調達手法によることを含めリファイナンス等の対応が必要となる可能性があります。

(12) 為替変動リスクについて

当社グループは海外事業展開を進めており、日本円以外の通貨を用いて販売及び仕入取引を行っております。為替リスク低減を目的とした為替予約の実行など対応策を講じておりますが、前年度と比較して急激な為替レートの変動が起こった場合は外貨建て売上高及び仕入高を日本円に換算する際に増減するため、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 将来販売計画変更リスクについて

当社グループは一部のコンタクトレンズを製造する上で特殊技術を第三者より譲り受けており、その対価として一定期間に渡りロイヤリティを支払う旨の契約を締結しております。同契約の中でロイヤリティは特殊技術を用いた製品の販売高に一定率を乗じた金額を支払う内容になっており、当社グループは毎期上記に基づいて算定されたロイヤリティを支払うとともに毎期末同製品の将来販売高に基づいたロイヤリティの金額を算定し未払金として計上しております。

しかしながら、もし何らかの理由により将来の販売計画に変更が生じた場合は、既に計上している未払金の金額を見直す必要が生じるため、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(14) 棚卸資産の収益性低下のリスクについて

当社グループ製品には有効期限を設定しており、製品により違いはありますが有効期限日の一定期間前を過ぎた製品は出荷せず廃棄しております。そのため、当社グループを取り巻く市場環境の急変及び販売見込みの相違などの理由で滞留在庫を抱えた場合、もしくは販売価額が大幅に下落した場合は棚卸資産評価損を計上しなければならないため、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 研究開発について

近年は研究開発の面においても競合他社との競争が激化しており、研究開発戦略及び特許戦略の重要性が高まりつつあります。こうした状況においてコンタクトレンズ業界は研究開発のスピードが直接的に企業競争力へ影響する構造となっており、当社グループはいち早い製品化が全事業共通の重要な経営課題と認識しております。したがって、今後は個別の開発テーマに注力するだけでなく、研究開発プロセスそのものの抜本的な見直しが必要とされており、開発マネジメントシステムの迅速化、外部技術導入の積極化を図っていく方針であります。しかしながら、コンタクトレンズの開発においては、基礎研究から臨床試験、実用化まで医薬品と同程度に長期の時間を必要とするため、研究開発投資で想定した成果を得られない場合には当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16)コンタクトレンズの販売に関する規制などについて

コンタクトレンズの販売態様

コンタクトレンズの販売について医師による処方箋の発行は法律上必要とされておりませんが、当社グループは、顧客の眼への安全性を重視して医師が発行する処方箋に基づき、顧客の眼の健康状態に適合したコンタクトレンズを販売するものとしております。そのため、当社グループは、コンタクトレンズ販売店近隣に位置する眼科診療所を運営する医師又は医療法人と提携し、顧客が当該眼科診療所において医師の診療を受けた上で発行される処方箋に基づき、コンタクトレンズの販売を行っております。

しかしながら、万一、当該眼科診療所の医師において医療ミスが生じた場合、当社グループの信用が低下し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、コンタクトレンズ販売店の出店に応じて、提携先の医師又は医療法人に対して眼科診療所の開設を誘致する場合があります。しかしながら、眼科診療所の開設を誘致できない場合又は開設後に何らかの理由により眼科診療所の運営が終了した場合には、当社グループの出店計画や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

医行為の禁止

コンタクトレンズを使用させるために行う検眼、処方箋の発行及び装用の指導などは、厚生省（現 厚生労働省）医務局長通知によれば、医行為と解釈されており、医師法第17条の規定に基づく医師でなければできない行為とされております。そのため、当社グループは、自ら医行為の提供は行わず、専ら医師が発行した処方箋に基づきコンタクトレンズを販売するものとしております。

なお、当社グループでは、従業員を提携先の医師又は医療法人が運営する眼科診療所に出向させており、当該従業員が受付業務等の医行為以外の事務業務を行うことがあります。当社グループは、当該出向に係る契約上において当社グループの従業員が医行為を行わないことを明示しており、また、各従業員に対する研修において医行為を行わないよう周知徹底させております。

しかしながら、今後、法令、諸規則の改正やその解釈の変更により、上記事務業務が医行為に該当する可能性が生じ、当社グループにおいて何らかの対応を講じる必要が生じた場合、事業運営や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

非営利性の確保

医療法の規定により、医行為を提供する医師又は医療法人の経営上の独立性や非営利性の確保が必要となります。

なお、当社グループは、提携先である医師又は医療法人に対し、顧客に対するコンタクトレンズの正しい使用方法の指導、使用に伴う健康異常に関する注意事項の説明及び当社グループの従業員に対して患者に生じる健康異常などに関する対応の指導などの業務を委託しております。また、提携先の医師又は医療法人に対して眼科診療所を開設する場合等に要する資金の貸付、眼科診療所に対する当社グループの従業員の派遣出向、個人で眼科診療所を運営する医師に対して当社グループの会員プランの紹介を患者に対して行うことを委託しております。その上で、当該患者が会員となった場合などに当社グループが当該医師に一定手数料を支払うなどの取引を行っております。

当社グループにおいては、法令及び保健所の指導等に基づき眼科診療所と良好な関係を築いており、現状の眼科診療所との関係について法令上の疑義が及ぶことはないものと認識しております。しかしながら、今後、法令、諸規則改正やその解釈の変更により、当社グループと眼科診療所を運営する医師又は医療法人の関係において何らかの対応を講じる必要が生じた場合、事業運営や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 新規事業について

当社グループは、その他事業の動物医療事業、環境バイオ事業及びライフサイエンス事業において、優位性、独自性のある技術、ノウハウを核とした事業モデルを構築し、新しい市場を創造することを目的としております。今後においても、既存製品の事業規模の拡大を図るとともに、新たな製品の開発を進めることによりこれからの新規事業を安定的に拡大発展させ、当社グループの第2の事業基盤とする方針であります。しかしながら、必ずしも当社グループが順調な事業拡大を果たせるとはいえず、一定の研究開発やビジネス試行を行った後に、これらの新規事業の業績を伸ばせずに事業縮小や撤退を決断した場合、当社グループの事業運営や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 急激な物価上昇について

当社グループの主要なサービスであるメルスプランは定額制の会員システムであるため、メルスプランを普及させることで、顧客の固定化及び安定したキャッシュ・フローの創出が可能となります。当社グループは、メルスプランの拡大を重要課題のひとつと位置付け、メルスプラン会員数の更なる増加を図る方針であります。しかしながら、今後急激な物価上昇が進行した場合、メルスプラン会員から受領する月会費は予め一定額と定められていることから速やかな価格転嫁は困難であるため、急激な物価上昇に起因する仕入原価の上昇などを吸収することができず、当社グループの事業運営や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営者の視点による当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。当社グループの連結財務諸表の作成に際し、経営陣は決算日における資産・負債の数値、並びに報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える様々な要因・仮定に対し、合理的と考えられる様々な根拠に基づき見積り及び判断を行い、その結果を基礎として金額を算出し計上しております。実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。具体的な内容につきましては、「第一部 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

(2) 当期の経営成績の概況

当連結会計年度における世界経済は、米中の対立に起因する通商問題の影響や英国のEU離脱問題など、政治・外交的な要因による、景気の不透明感がありますが、雇用環境の改善を背景に、全体としては緩やかな回復基調が続いております。また、国内経済につきましては、相次ぐ自然災害の影響がある中、個人消費及び企業の設備投資は高い水準を維持する等、緩やかな景気回復を続けております。

このような状況の下、コンタクトレンズ市場では、海外において1日使い捨てコンタクトレンズを中心としたディスポーザブルコンタクトレンズが市場を牽引しております。特に、酸素透過性の高いシリコンハイドロゲル素材のコンタクトレンズが伸長しております。さらに、国内市場におきましては瞳を大きくみせることを目的としたサークルレンズや遠近両用のコンタクトレンズの需要が増加しております。

各事業の状況は、以下になります。

[国内コンタクトレンズ事業]

市場において需要が増加している1日使い捨てコンタクトレンズの販売拡大及びメルスプランの会員数増加に取り組みました。

商品施策といたしましては、レンズ内面にふれずに取り出すことのできるパッケージ「SMART TOUCH(スマートタッチ)」を採用した、シリコンハイドロゲル素材の乱視用1日使い捨てコンタクトレンズ「1DAYメニコン プレミオ トーリック」、同じくシリコンハイドロゲル素材を使用した、国内初の乱視用と遠近両用の機能を併せ持つ2週間交換型レンズ「2WEEKメニコン プレミオ 遠近両用 トーリック」を発売いたしました。さらにハードコンタクトレンズと定期交換型レンズの長所を兼ね備えた新カテゴリーの3ヵ月定期交換型レンズ「フォーシーズン」をメルスプラン専用商品として発売し、いずれも売上拡大及びメルスプランの会員数増加に寄与しております。メニコン直営店とグループ販売会社においては、「見る」にこだわる"をスローガンに掲げ、一貫したサービスを提供する販売網として「Miru」ブランドを展開しております。チャネル強化策といたしまして、ブランド強化のため、「はじめてMiruキャンペーン」を実施いたしました。プロモーション施策といたしましては、メニコン独自のテクノロジーである「SMART TOUCH」を中心としたテレビコマーシャル放映等の広告宣伝活動や1DAY入会キャンペーン等の販売促進活動に努めました。

このような体制の下、メルスプランの会員数は2019年1月時点で130万人に到達いたしました。今後も事業の更なる拡大に努めてまいります。

[海外コンタクトレンズ事業]

ディスポーザブルコンタクトレンズの海外向けオリジナルブランド「Miru」の浸透に努めました。

地域別対策として、北米ではディスポーザブルコンタクトレンズ事業を強化するため、近視・遠視用、乱視用、遠近両用レンズのそろった「Miru 1month Menicon」シリーズを本格販売し、販売チャネルとエリアの拡大に取り組みました。

欧州では、シリコンハイドロゲル素材の1日使い捨てコンタクトレンズ「Miru 1day UpSide」を発売いたしました。成長分野であるディスポーザブルコンタクトレンズの市場において、既存商品とともに引き続き、大手小売チェーンのプライベートブランドを中心に、販売を強化しております。従来からの当社の強みである高い酸素透過性を有する素材を使用したハードコンタクトレンズの販売強化及び顧客の瞳に合わせてオーダーメイドするコンタクトレンズの拡販にも取り組んでおります。また、フランス現地法人は研修センターも併設した新事業所へ移転し、ドイツにおいては欧州ロジスティクスセンターを開設し、物流機能を強化いたしました。

アジアでは中国において、引き続きオルソケラトロジー用レンズやコンタクトレンズケア用品の販売が好調に推移しました。また、中国国内初の強膜レンズを発売し、眼科医療の発展にも貢献しております。東南アジアでは、グループ会社から周辺国への輸出を推進しました。ミャンマー連邦共和国においては医師及びオプトメトリスト向けのコンタクトレンズ研修センターを開設し、東南アジア市場の拡大を図ってまいります。

[その他事業]

株式会社メニワンにおける動物医療事業は堅調に伸ばいたしました。医療機器に加え、サプリメント事業分野も好調に推移いたしました。また、中国、韓国、台湾、マレーシアへの輸出も拡大しております。環境バイオ事業は、稲わら分解促進剤等の販売が堅調に推移しました。ライフサイエンス事業は妊活をサポートするサプリメント「プレグナ」シリーズをリニューアルし、「眼をサポートする」というコンセプトで開発されたラクトフェリンを主成分としたサプリメントと合わせて、拡販に取り組んでまいります。

このような取り組みの結果、メルスプランの売上が伸長したこと等に伴い、当期の売上高は前期比5.5%増の80,898百万円となりました。営業利益は売上高に対する売上原価の比率が前年比で上昇しましたが、販売費及び一般管理費の比率が前年比で低下しましたため、前期比26.8%増の5,571百万円となりました。経常利益は、前期比26.6%増の5,645百万円となりました。

特別損益につきましては、1日使い捨てコンタクトレンズ製造工場である各務原工場の建設に対する補助金収入等により144百万円の特別利益を計上し、事業用資産の除却損等により62百万円の特別損失を計上しました。

これらの結果、税金等調整前当期純利益は前期比33.2%増の5,727百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比34.6%増の3,576百万円となりました。

なお、セグメントの業績は次のとおりであります。

コンタクトレンズ関連事業

コンタクトレンズ関連事業は、売上高は79,416百万円（前期比5.5%増）、セグメント利益は9,593百万円（前期比16.4%増）となりました。

コンタクトレンズ関連事業の売上高は前期と比較して4,150百万円伸ばいたしました。主な要因はメルスプラン会員数の増加、新製品の販売及び中国に向けた輸出の増加によるものです。メルスプラン売上高は前期と比べ2,310百万円増加しており、会員数は1月時点で130万人に到達いたしました。これは「1 DAYメニコン プレミオ」及び「Magic」に加え、新製品「フォーシーズン」を中心に会員数が増加したためです。なお「1 DAYメニコン プレミオ」につきましては物品販売高も増加しております。また、中国への輸出につきましてはオルソケラトロジーレンズ及びコンタクトレンズケア用品の販売が好調に推移いたしました。

セグメント利益につきましては、広告宣伝費及び販売促進費の効率的な使用に努めましたため、売上高と同様に前期比で伸長しております。

その他事業

その他事業は、当社の環境バイオ事業における環境に配慮した堆肥化促進剤「resQ45」、ライフサイエンス事業における細胞培養研究に用いるシステム「シェルパ・プロ」等の販売が堅調に推移したことにより、売上高は1,482百万円（前期比4.8%増）となりましたが、経費の増加によりセグメント損失は343百万円（前期セグメント損失は325百万円）となりました。

また、当社グループは中長期計画として「Vision2020」を定めており、2021年3月期に連結売上高を1,000億円、営業利益率10%の達成を掲げております。連結売上高につきましては2019年3月期時点の達成率は80.9%で、今後は国内コンタクトレンズ事業におけるメルスプラン会員数増加を目的とした製品ラインアップ拡充、海外コンタクトレンズ事業における大手量販店を通じた販路拡大に注力して参ります。また営業利益率につきましては前期と比較し1.1ポイント良化して6.9%となっており、売上高の伸長に伴う売上総利益の増加及び販売費及び一般管理費の効率的な使用による向上を見込んでおります。

なお、上記指標達成のための具体的な対策は、「第一部 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「(4) 経営環境及び会社の対処すべき課題」に記載のとおりであります。

(3) 生産、受注及び販売

生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前期比(%)
コンタクトレンズ関連事業	13,342	+4.3
合計	13,342	+4.3

- (注) 1. 金額は製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	商品仕入高(百万円)	前期比(%)
コンタクトレンズ関連事業	10,997	+1.8
その他事業	594	+11.5
合計	11,592	+2.2

- (注) 1. 金額は仕入実績によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

受注状況

当社グループは、需要予測に基づく見込生産を行っているため、該当事項はありません。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前期比(%)
コンタクトレンズ関連事業	79,416	+5.5
その他事業	1,482	+4.7
合計	80,898	+5.5

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 財政状態

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(資産)

当連結会計年度末において総資産は78,275百万円となり、前連結会計年度末に比べ6,568百万円の増加となりました。流動資産は現金及び預金の増加により、4,466百万円増加し42,584百万円となりました。また、固定資産は建設仮勘定が増加したことにより、2,101百万円増加し35,690百万円となりました。これらの要因は当社における転換社債型新株予約権付社債の発行により現金及び預金が7,976百万円増加したこと、及び各務原工場における建屋増床に2,132百万円の設備投資を行ったことによるものです。

(負債及び純資産の部)

負債は主に転換社債型新株予約権付社債を発行したことにより、前連結会計年度末に比べ4,141百万円増加し35,725百万円となりました。また、純資産は主に親会社株主に帰属する当期純利益を計上したことに伴い利益剰余

金が増加したことにより、前連結会計年度末に比べ2,427百万円増加し42,549百万円となりました。

この結果、自己資本比率は54.3%となりました。

(5) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ3,801百万円増加し19,286百万円（前連結会計年度比24.5%増加）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税金等調整前当期純利益5,727百万円、減価償却費3,656百万円を計上したことにより、7,023百万円の収入（前連結会計年度は7,857百万円の収入）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出が4,639百万円あったことにより、4,951百万円の支出（前連結会計年度は900百万円の収入）となりました。主な内訳は各務原工場の建屋増床及び生産設備増設に2,304百万円、関工場における生産設備増設に468百万円です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に転換社債型新株予約権付社債を発行による収入が7,976百万円、長期借入金の返済による支出が2,422百万円、社債の償還による支出が2,636百万円あったことにより、1,825百万円の収入（前連結会計年度は4,196百万円の支出）となりました。

（当社グループの資本の財源及び資金の流動性に関する情報）

当社グループの資金需要のうち運転資金は、主に自己資金の充当又は金融機関からの借入や社債発行等の負債により調達することとしております。一方、設備投資やその他の投資資金は金融機関からの借入や社債発行等の負債及び資本による調達を基本としております。当期は、コンタクトレンズ製造工場の増床やコンタクトレンズ生産ラインの増設を目的として、転換社債型新株予約権付社債の発行により8,000百万円を調達いたしました。

当社グループは、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、複数の取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、経営成績に重要な影響を与える主な要因について下記事項を認識しております。

・ 少子高齢化の進行

少子高齢化によりコンタクトレンズの新規ユーザーの獲得がより一層困難となることが懸念されます。これに対しまして、当社グループは若年層のユーザーの獲得を強化し人生のライフサイクルにあったコンタクトレンズをメルスプランで提供することで顧客の囲い込みを目指します。

・ 代替品（サービス）の存在

同業他社製品のみならずコンタクトレンズの代替サービスであるレーシック手術による視力回復が台頭してきたため、顧客の流出が懸念されます。これに対しまして、当社グループは高品質なサービスと瞳の安全を同時に提供できるメルスプランの営業を推し進めることで顧客流出の防止を目指します。

・ 為替の変動

昨今の不安定な経済環境の中、海外取引割合の増加を計画している当社グループには、為替の変動により財政状態及び経営成績を悪化させる可能性があります。これに対しまして、当社グループは為替ヘッジを活用するなど可能な限りリスクを抑える対応策をとり安定した企業経営を目指します。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループを取り巻くコンタクトレンズ市場におきましては、少子高齢化の進行により新規顧客の獲得が困難となることが想定されます。この課題に対しまして当社グループは、メルスプランの新規顧客数を増加させることを最重要課題と位置付け、日々営業活動に努めております。また、お客様に長くメルスプランを継続して頂けるように、近視・遠視用に加えて乱視用や遠近両用レンズの研究開発を進め、製品ラインアップの拡充を図ります。この施策を推し進めることでメルスプラン会員の退会の抑止効果が期待でき、安定した収益基盤を構築できると考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株メニコン (当社)	1-800 Contacts Inc., Clearlab International Pte Ltd.及び STEPHEN D. NEWMAN	ASSET PURCHASE AGREEMENT (資産譲渡契約書)	相手先企業の保有するフラットパック 技術の資産譲渡契約	2007年3月24日から継続中
株メニコン (当社)	株メニコネク (連結子会社)	取引基本契約書	ブランクス並びにコンタクトレンズ原 材料、コンタクトレンズ、ケア用品等の 取引に関する売買基本契約	2012年11月1日から継続中
Menicon Holdings B.V. (連結子会社)	Eye Shelter S.A.	Framework Agreement	Eye Shelter 社は Menicon Holdings B.V.に、ソロケア、 Aquifyについて欧州27カ国及びカナダ (Aquifyについては一部)にて独占的 に、販売、サブライセンス生産する権利 を付与する契約	2011年9月30日から継続中

5 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、安全を最優先に考えた信頼性の高い製品の開発と、創造型開発企業として時代を先取りした独創的な製品の開発を基本方針として、取り組んでおります。

当社グループは主に、コンタクトレンズ材料などの素材等を研究開発する総合研究所、生産技術を研究開発するテクニクステーション、そして瞳への安全性と製品の有効性を臨床評価する臨床研究所等において研究開発活動を行っております。これらの各機能が密接かつ有機的に連携しながら、素材開発から安全性の評価、さらには生産技術開発までを自社で一貫して行える研究開発体制が当社グループの特徴となっております。

なお、当連結会計年度における当社グループが支出した研究開発費の総額は 3,656百万円であります。

セグメントごとの研究開発活動を示すと次のとおりであります。

コンタクトレンズ関連事業

コンタクトレンズにつきましては、1日使い捨てコンタクトレンズの需要が世界的に拡大していることから、この分野における製品ラインアップの拡充に注力しております。特に、より高い酸素透過性を有する付加価値素材であるシリコーンハイドロゲルタイプの1日使い捨てコンタクトレンズは、今後最も成長が期待される分野であり、2016年12月に発売した「1DAYメニコン プレミオ」のラインアップ拡充のための研究開発を進め、2018年9月に乱視用「1DAYメニコン プレミオ トーリック」を発売いたしました。また、同年10月にシリコーンハイドロゲル素材の1日使い捨て遠近両用コンタクトレンズの日本における薬事承認を取得いたしました。さらに、今後需要拡大が見込まれる「1DAYメニコン プレミオ」製品ラインアップの生産能力拡大のため、各務原工場の拡張及び生産ライン増設に伴う開発業務を行いました。

また、シリコーンハイドロゲルタイプの2週間交換コンタクトレンズに関してもさらに製品ラインアップの拡充を図り、2018年12月に老視及び乱視用「2WEEKメニコン プレミオ 遠近両用 トーリック」を発売し、エンドユーザーのきめ細かいニーズへの対応を図っております。

さらに、新しいカテゴリーの創出を目指して、季節を感じて着替えるコンタクトレンズ「フォーシーズン」を2018年11月に新発売いたしました。

海外向け製品につきましては、シリコーンハイドロゲルタイプの1ヵ月交換コンタクトレンズ「Miru 1month Menicon」の米国販売を2018年10月より開始いたしました。

ケア用品につきましては、機能向上及びユーザーの利便性向上の見地より、継続的に製品開発と改善に取り組んでおります。

当事業に係る研究開発費の金額は、3,637百万円です。

その他事業

新規事業関連の研究開発活動として、ライフサイエンス事業においては当社オリジナルの自己集合性ペプチドゲルの医療機器としての応用開発を継続して推進しています。環境バイオ事業では、新たな未利用資源再生ビジネスの可能性についての情報収集や研究開発を継続して実施しています。

当事業に係る研究開発費の金額は、19百万円です。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、1日使い捨てコンタクトレンズ及び2週間交換型レンズの生産数量増加に対応するための設備増強を中心として行いました。

当連結会計年度の設備投資の総額は6,560百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお設備投資金額には有形固定資産及び無形固定資産の取得額を記載しております。

（コンタクトレンズ関連事業）

当連結会計年度の主な設備投資は、提出会社における各務原工場の建屋増床及び生産設備増設、関工場における生産設備増設を中心とする総額6,328百万円であります。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（その他事業）

当連結会計年度の主な設備投資は、当社子会社である株式会社メニワンにおける動物の医療用画像診断システム構築を中心とする総額33百万円であります。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（全社共通）

当連結会計年度の主な設備投資は、提出会社における新しい基幹システム構築を中心とする総額198百万円であります。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (愛知県 名古屋市 中区)	コンタクト レンズ 関連事業 全社共通	本社機能	794	2	856 (2,542)	0	1,069	2,724	167
総合研究所 (愛知県 春日井市)	同上	研究 開発業務	316	36	1,575 (20,383)	-	94	2,023	99
テクノス テーション (岐阜県 各務原市)	同上	研究 開発業務	919	141	574 (8,224)	0	109	1,744	46
関工場 (岐阜県 関市)	同上	生産設備	1,051	980	444 (23,642)	32	546	3,056	256
各務原工場 (岐阜県 各務原市)	同上	生産設備	1,559	2,269	754 (30,758)	-	2,858	7,441	66

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」、「建設仮勘定」、「特許権」、「その他無形固定資産」であります。

(2) 国内子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
(株)メニコン ネクト	本社他 (愛知県 名古屋市 西区他)	コンタクト レンズ 関連事業	本社機能 生産設備	1,128	1,044	521 (50,857)	444	3,138	195 (35)
(株)ダブリュ ・アイ・ システム	本社他 (東京都 豊島区他)	同上	本社機能 販売設備	458	0	-	609	1,067	569 (365)
(株)アルファ コーポレー ション	本社他 (愛知県 名古屋市 東区他)	同上	本社機能 生産設備	46	218	26 (1,747)	235	526	23 (-)
(株)エーアイ ピー	本社他 (福岡県 福岡市 西区他)	同上	本社機能 販売設備	148	0	-	95	243	136 (7)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」、「リース資産」、「建設仮勘定」、「特許権」、「その他無形固定資産」であります。
4. 従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしております。

(3) 在外子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
Menicon SAS	本社 (フランス ・パリ)	コンタクト レンズ 関連事業	本社機能 生産設備	122	25	-	48	197	84
Menicon Pharma SAS	本社 (フランス ・ストラス ブール)	同上	本社機能 生産設備	258	282	50 (8,876)	32	624	40
Menicon Holdings B.V.	本社 (オランダ ・エメン)	同上	本社機能 生産設備	-	-	-	50	50	-
Menicon Limited.	本社 (英国・ ノーザン プトン)	同上	本社機能 生産設備	10	75	-	13	99	59
Menicon Singapore Pte. Ltd.	本社 (シンガ ポール)	同上	本社機能 生産設備	775	179	-	1,625	2,580	289
NKL Contactle nzen B.V.	本社 (オランダ ・エメン)	同上	本社機能 生産設備	706	497	118 (13,025)	88	1,411	74

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」、「建設仮勘定」、「特許権」、「その他無形固定資産」であります。
4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
Menicon Singapore Pte. Ltd.	本社 (シンガポール)	コンタクト レンズ 関連事業	コンタクトレンズ 生産設備	382	2,896

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完成予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	各務原工場 (岐阜県各務 原市)	コンタクト レンズ関連 事業	工場の増床	5,004	1,294	転換社債 型新株予 約権付社 債	2018年12月	2020年3月	(注) 2
提出会社	各務原工場 (岐阜県各務 原市)	コンタクト レンズ関連 事業	生産ライン 生産金型	1,854	1,053	転換社債 型新株予 約権付社 債	2017年10月	2019年10月	1日使い 捨てコン タクトレ ンズの生 産ライン 2本の増 設
提出会社	関工場 (岐阜県関市)	コンタクト レンズ関連 事業	生産ライン 生産金型	473	468	転換社債 型新株予 約権付社 債	2017年12月	2019年4月	定期交換 コンタク トレンズ の生産ラ イン1本 の増設
(株)メニ コ ン ネ ク ト	郡上工場 (岐阜県郡上 市)	コンタクト レンズ関連 事業	生産ライン	1,020	287	自己資金	2017年10月	2019年12月	コンタク トレンズ 用液剤の 生産ライ ン1本の 増設

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため、記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	62,184,000
計	62,184,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	36,804,000	36,804,000	東京証券取引所 名古屋証券取引所 (各市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	36,804,000	36,804,000	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

1) 第1回新株予約権

決議年月日	2011年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役及び執行役 18名(内取締役兼執行役1名)
新株予約権の数(個)	126 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 252,000 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	525 (注)2、3
新株予約権の行使期間	2014年1月1日～2023年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 525 (注)3 資本組入額 263 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利行使は1個単位とする。相続・質権設定等は認めない。また、新株予約権の割当てを受けた者は割当てを受けた日から権利行使時までの間、継続して当社又は当社子会社の取締役もしくは執行役の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、その他取締役会が認めた場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当て契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、上記の他、割当日後、資本金の額の減少を行う場合など払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で払込金額を調整することができる。

3. 2017年11月13日開催の取締役会決議により、2018年1月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

なお、発行価格及び資本組入額に関して、当該株式分割に伴う調整の結果小数点以下が発生する場合、1円未満の端数は切上げて表示しております。

2) 第2回新株予約権

決議年月日	2012年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役6名及び当社子会社従業員28名
新株予約権の数(個)	35 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 70,000 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	675 (注)2、3
新株予約権の行使期間	2014年6月28日～2022年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 675 (注)3 資本組入額 338 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利行使は1個単位とする。相続・質権設定等は認めない。また、新株予約権の割当てを受けた者は割当てを受けた日から権利行使時までの間、継続して当社又は当社子会社の取締役もしくは執行役の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、その他取締役会が認めた場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。
但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、上記の他、割当日後、資本金の額の減少を行う場合など払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で払込金額を調整することができる。

3. 2017年11月13日開催の取締役会決議により、2018年1月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

なお、発行価格及び資本組入額に関して、当該株式分割に伴う調整の結果小数点以下が発生する場合、1円未満の端数は切上げて表示しております。

3) 第3回新株予約権

決議年月日	2014年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役及び執行役 19名(内取締役兼執行役1名)
新株予約権の数(個)	36 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 72,000 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	925 (注)2、3
新株予約権の行使期間	2016年6月27日～2024年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 925 (注)3 資本組入額 463 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利行使は1個単位とする。相続・質権設定等は認めない。また、新株予約権の割当てを受けた者は割当てを受けた日から権利行使時までの間、継続して当社又は当社子会社の取締役もしくは執行役の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、その他取締役会が認めた場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。
但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、上記の他、割当日後、資本金の額の減少を行う場合など払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で払込金額を調整することができる。

3. 2017年11月13日開催の取締役会決議により、2018年1月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

なお、発行価格及び資本組入額に関して、当該株式分割に伴う調整の結果小数点以下が発生する場合、1円未満の端数は切上げて表示しております。

4) 第4回新株予約権

決議年月日	2016年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役及び執行役員 10名(内取締役兼執行役員 1名)
新株予約権の数(個)	83 [69] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,600 [13,800] (注) 1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2016年8月2日～2046年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,311 (注) 2、7 資本組入額 656 (注) 2、7
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権」という。)は、上記、権利を行使できる期間内であっても当社執行役員、当社取締役及び当子会社取締役を退任した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

新株予約権の相続はこれを認めない。

1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

4. 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

5. 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会議決が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株主総会(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

(注)5に準じて決定する。

7. 2017年11月13日開催の取締役会決議により、2018年1月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

なお、発行価格及び資本組入額に関して、当該株式分割に伴う調整の結果小数点以下が発生する場合、1円未満の端数は切上げて表示しております。

5) 第5回新株予約権

決議年月日	2016年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役 8名
新株予約権の数(個)	27 [16] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,400 [3,200] (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2016年8月2日～2046年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,311 (注)2、7 資本組入額 656 (注)2、7
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権」という。)は、上記、権利を行使できる期間内であっても当社執行役、当社取締役及び当社子会社取締役を退任した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

新株予約権の相続はこれを認めない。

1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

4. 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

5. 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会議決が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株主総会(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

(注)5に準じて決定する。

7. 2017年11月13日開催の取締役会決議により、2018年1月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

なお、発行価格及び資本組入額に関して、当該株式分割に伴う調整の結果小数点以下が発生する場合、1円未満の端数は切上げて表示しております。

6) 第6回新株予約権

決議年月日	2018年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役 5
新株予約権の数(個)	39 [30] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,900 [3,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2018年8月2日～2048年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,487 (注) 2 資本組入額 1,244 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権」という。)は、上記、権利を行使できる期間内であっても当社執行役、当社取締役及び当社子会社取締役を退任した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

新株予約権の相続はこれを認めない。

1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

4. 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

5. 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会議決が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株主総会(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)2に準じて決定する。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
新株予約権の取得の事由及び条件
(注)5に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権付社債を発行しております。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(2018年6月7日発行)	
決議年月日	2018年5月21日
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,242,600 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,219 (注)3
新株予約権の行使期間	2018年6月14日～2021年5月25日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,219 資本組入額 1,610 (注)5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。なお、当社が本転換社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に付された本新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本転換社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高(百万円)	4,000

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権付社債の発行時(2018年6月7日)における内容を記載しております。
2. 行使請求により当社が交付する株式の数は、同一の本転換社債の新株予約権者(以下、本「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債」において「本新株予約権者」という。)により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
3. 新株予約権の行使時の払込金額
- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額(以

下、本「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債」において「転換価額」という。但し、下記(注)6において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をいう。)は、当初、3,219円とする。但し、転換価額は本(2)乃至に定めるところにより調整されることがある。

(2) 転換価額の調整

当社は、本転換社債の発行後、本に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(ア) 本(イ)に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合。

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

(イ) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

(ウ) 本(イ)に定める時価を下回る価額による当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、本(イ)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又は本(イ)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(但し、当社若しくはその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員若しくは使用人に新株予約権を割り当てる場合又は2018年5月21日付の取締役会決議に基づく第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を除く。)。なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものととして本(ウ)を適用する。

調整後の転換価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

但し、本(ウ)に定める証券(権利)又は新株予約権の取得の請求、取得又は行使により交付される普通株式の価額が当該証券(権利)又は新株予約権が発行された時点で確定していないときは、調整後の転換価額は、当該価額が確定した日の翌日以降、当該価額の確定時点で発行されている当該証券(権利)又は新株予約権の全てが当該価額の確定時点の条件で請求、取得又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなし、また、本(ウ)に定める証券(権利)又は新株予約権の発行(新株予約権無償割当ての場合を含む。)が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表したときは、調整後の転換価額は、当該証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)については、交付の対象となる新株予約権を含む。)について、当該証券(権利)又は新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得又は当該証券(権利)若しくは新株予約権の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得又は当該証券(権利)若しくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

(エ) 本(ア)乃至(ウ)の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機

関の承認又は決定を条件としているときには、本（ア）乃至（ウ）にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認又は決定があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認又は決定があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

当社は、本転換社債の発行後、本 に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金1億円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

（ア） 「特別配当」とは、2021年5月25日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金1億円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、776,637.50円(基準配当金)に当該事業年度に係る下記に定める比率（当社が当社の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

2019年3月末日に終了する事業年度 1.00

2020年3月末日に終了する事業年度 1.10

2021年3月末日に終了する事業年度 1.21

（イ） 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

（ア） 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

（イ） 転換価額調整式で使用する「時価」は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（但し、本（エ）の場合は基準日）又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含まない。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

（ウ） 新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の30日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本 又は に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

当社は、本及びに掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は、転換価額の調整を適切に行うものとする。

- (ア) 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又はその他組織再編行為のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (イ) 本(ア)のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ウ) 当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (エ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされる時。
- (3) 本(2)乃至に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を通知又は公告する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知又は公告を行うことができないときは、適用開始日以降すみやかにこれを行う。
4. 本新株予約権者は、2018年6月14日から2021年5月25日までの間(以下、本「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債」において「行使請求期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求することができる。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。
- (1) 当社普通株式に係る基準日又は株主確定日及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)
 - (2) 振替機関が必要であると認めた日。
 - (3) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となる場合は、当社が行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要な事項を当該期間の開始日の30日前までに公告した場合における当該期間。
 - (4) 本新株予約権付社債の発行要項に定める120%ソフトコール条項による繰上償還、クリーンアップ条項による繰上償還、組織再編行為による繰上償還、上場廃止等による繰上償還、又は、スクイーズアウトによる繰上償還により、2021年5月25日以前に本社債が償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降。
 - (5) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日(当日を含む。)以降。
5. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本(1)記載の資本金等増加限度額から本(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 当社が、組織再編行為を行う場合は、本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本(1)乃至(9)の内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、当該新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本新株予約権付社債要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- (1) 交付する承継会社等の承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - (2) 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - (3) 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の数の算定方法
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の総額を本(4)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
 - (4) 承継新株予約権付社債の転換価額
組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行なったときに受領できるように、承継新株予約権付社債(承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債に付したものをいう。以下同じ。)の転換価額を定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、上記(注)3(2)乃至に準じた調整を行う。
 - (5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。
 - (6) 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日(当社が上記(注)4(3)に定める期間を指定したときは、当該組織再編行為の効力発生日又は当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から、上記(注)4に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。
 - (7) 承継新株予約権の行使の条件

各承継新株予約権の一部について承継新株予約権を行使することはできないものとする。なお、承継会社等が承継新株予約権付社債を買入れ当該承継新株予約権付社債に係る社債を消却した場合には、当該社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。

- (8) 承継新株予約権の取得条項
承継新株予約権の取得条項は定めない。
- (9) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(2018年6月7日発行)	
決議年月日	2018年5月21日
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,134,720 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,525 (注)3
新株予約権の行使期間	2018年6月14日～2021年5月25日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,525 資本組入額 1,763 (注)5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。なお、当社が本転換社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に付された本新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本転換社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高(百万円)	4,000

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権付社債の発行時(2018年6月7日)における内容を記載しております。
2. 行使請求により当社が交付する株式の数は、同一の本転換社債の新株予約権者(以下、本「第2回無担保転換社債型新株予約権付社債」において「本新株予約権者」という。)により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
3. 新株予約権の行使時の払込金額
- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額(以下、本「第2回無担保転換社債型新株予約権付社債」において「転換価額」という。但し、下記(注)6において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をいう。)は、当初、3,525円とする。但し、転換価額は本(2)乃至に定めるところにより調整されることがある。
- (2) 転換価額の調整
当社は、本転換社債の発行後、本に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の

適用時期については、次に定めるところによる。

- (ア) 本 (イ) に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合。
調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
- (イ) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合。
調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日 (基準日を定めない場合は、効力発生日) の翌日以降これを適用する。
- (ウ) 本 (イ) に定める時価を下回る価額による当社普通株式の交付と引換えに取得される証券 (権利) 若しくは取得させることができる証券 (権利)、本 (イ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券 (権利) 若しくは取得させることができる証券 (権利)、又は本 (イ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) を発行する場合 (但し、当社若しくはその関係会社 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。) の取締役その他の役員若しくは使用人に新株予約権を割り当てる場合又は 2018 年 5 月 21 日付の取締役会決議に基づく第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) の発行を除く。) 。なお、新株予約権無償割当ての場合 (新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。) は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものととして本 (ウ) を適用する。
調整後の転換価額は、発行される証券 (権利) 又は新株予約権 (新株予約権の交付と引換えに取得される証券 (権利) 若しくは取得させることができる証券 (権利) に関して交付の対象となる新株予約権を含む。) の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券 (権利) 又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日 (基準日を定めない場合は、その効力発生日) の翌日以降これを適用する。
但し、本 (ウ) に定める証券 (権利) 又は新株予約権の取得の請求、取得又は行使により交付される普通株式の価額が当該証券 (権利) 又は新株予約権が発行された時点で確定していないときは、調整後の転換価額は、当該価額が確定した日の翌日以降、当該価額の確定時点で発行されている当該証券 (権利) 又は新株予約権の全てが当該価額の確定時点の条件で請求、取得又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなし、また、本 (ウ) に定める証券 (権利) 又は新株予約権の発行 (新株予約権無償割当ての場合を含む。) が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表したときは、調整後の転換価額は、当該証券 (権利) 又は新株予約権 (新株予約権の交付と引換えに取得される証券 (権利) 若しくは取得させることができる証券 (権利) については、交付の対象となる新株予約権を含む。) について、当該証券 (権利) 又は新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得又は当該証券 (権利) 若しくは新株予約権の行使が可能となった日 (以下「転換・行使開始日」という。) の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得又は当該証券 (権利) 若しくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。
- (エ) 本 (ア) 乃至 (ウ) の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認又は決定を条件としているときには、本 (ア) 乃至 (ウ) にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認又は決定があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認又は決定があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

当社は、本転換社債の発行後、本 に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式 (以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。) をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金1億円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ア) 「特別配当」とは、2021年5月25日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金1億円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数に乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、709,220.00円(基準配当金)に当該事業年度に係る下記に定める比率（当社が当社の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

2019年3月末日に終了する事業年度 1.00

2020年3月末日に終了する事業年度 1.10

2021年3月末日に終了する事業年度 1.21

(イ) 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(ア) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(イ) 転換価額調整式で使用する「時価」は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（但し、本（エ）の場合は基準日）又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含まない。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ウ) 新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の30日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本（エ）に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

当社は、本（エ）及び（ウ）に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は、転換価額の調整を適切に行うものとする。

(ア) 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又はその他組織再編行為のために転換価額の調整を必要とするとき。

(イ) 本（ア）のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(ウ) 当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

(エ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされる時。

(3) 本(2)乃至(エ)に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を通知又は公告する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知又は公告を行うことができないときは、適用開始日以降すみやかにこれを行う。

4. 本新株予約権者は、2018年6月14日から2021年5月25日までの間（以下、本「第2回無担保転換社債型新株予約権付社債」において「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求することができる。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。
- (1) 当社普通株式に係る基準日又は株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）。
 - (2) 振替機関が必要であると認めた日。
 - (3) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要な事項を当該期間の開始日の30日前までに公告した場合における当該期間。
 - (4) 本新株予約権付社債の発行要項に定める120%ソフトコール条項による繰上償還、クリーンアップ条項による繰上償還、組織再編行為による繰上償還、上場廃止等による繰上償還、又は、スクイーズアウトによる繰上償還により、2021年5月25日以前に本社債が償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降。
 - (5) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日（当日を含む。）以降。
5. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本(1)記載の資本金等増加限度額から本(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 当社が、組織再編行為を行う場合は、本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本(1)乃至(9)の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、当該新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本新株予約権付社債要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- (1) 交付する承継会社等の承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - (2) 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - (3) 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の数の算定方法
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の総額を本(4)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
 - (4) 承継新株予約権付社債の転換価額
組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債に付したものをいう。以下同じ。）の転換価額を定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、上記(注)3(2)乃至に準じた調整を行う。
 - (5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。
 - (6) 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日（当社が上記(注)4(3)に定める期間を指定したときは、当該組織再編行為の効力発生日又は当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から、上記(注)4に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。
 - (7) 承継新株予約権の行使の条件
各承継新株予約権の一部について承継新株予約権を行使することはできないものとする。なお、承継会社等が承継新株予約権付社債を買入れ当該承継新株予約権付社債に係る社債を消却した場合には、当該社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。
 - (8) 承継新株予約権の取得条項
承継新株予約権の取得条項は定めない。
 - (9) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年6月24日(注)1	1,500,000	17,844,000	1,198	2,967	1,198	2,141
2015年7月1日～ 2016年3月31日 (注)2、3	475,000	18,319,000	361	3,329	361	2,503
2016年4月1日～ 2017年3月31日 (注)4	83,000	18,402,000	50	3,379	50	2,553
2018年1月1日(注)5	18,402,000	36,804,000	-	3,379	-	2,553

(注)1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,700円

引受価格 1,598円

資本組入額 799円

2. 2015年7月28日を振込期日とする有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による新株発行により、発行済株式総数が345,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ275百万円増加しております。

発行価格 1,598円

資本組入額 799円

割当先 大和証券株式会社

3. 2015年7月1日から2016年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が、130,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ85百万円増加しております。

4. 新株予約権の権利行使による増加であります。

5. 2017年11月13日開催の取締役会決議により、2018年1月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割が行われ、発行済株式数は、18,402,000株増加し、36,804,000株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公 共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		33	21	40	149	7	3,595	3,845	-
所有株式数 (単元)		98,418	1,917	48,459	40,173	800	162,503	352,270	3,600
所有株式数 の割合 (%)		27.94	0.54	13.76	11.40	0.23	46.13	100.00	-

(注) 自己株式1,573,484株は、「個人その他」に15,734単元、「単元未満株式の状況」に84株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,866	8.13
株式会社トヨタミ	愛知県名古屋市千種区山門町1丁目48-8	1,982	5.62
株式会社マミ	愛知県名古屋市名東区社台1丁目222	1,860	5.27
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,508	4.28
塚本 香津子	愛知県名古屋市名東区	1,414	4.01
メニコン社員持株会	愛知県名古屋市中区葵三丁目21番19号	1,368	3.88
田中 英成	愛知県名古屋市名東区	1,000	2.83
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	800	2.27
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	702	1.99
田中 康範	愛知県名古屋市千種区	682	1.93
計	-	14,184	40.26

(注) 上記のほか当社所有の自己株式1,573千株があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,573,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,227,000	352,270	-
単元未満株式	普通株式 3,600	-	-
発行済株式総数	36,804,000	-	-
総株主の議決権	-	352,270	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式84株が含まれております。

【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社メニコン	愛知県名古屋市中区葵 三丁目21番19号	1,573,400	-	1,573,400	4.28
計	-	1,573,400	-	1,573,400	4.28

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	78	0
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(新株予約権の権利行使)	57,600	43	5,900	8
保有自己株式数	1,573,484		1,567,584	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主各位に対する継続した利益還元を経営の重要な目的のひとつと考えております。剰余金の配当に関しましては、当期業績及び将来の事業展開や財務体質の強化に必要な内部留保の充実を総合的に勘案し、適切に実施していく方針であります。

当社の剰余金の配当につきましては、期末配当の年1回を基本的な方針としており、期末配当の決定機関は取締役会であります。なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間配当を行う場合の決定機関は取締役会であります。

これらの方針のもと、当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり28円としております。

内部留保資金の用途につきましては、事業拡大のための新製品や新技術の開発投資、生産設備への投資、海外事業及び新規事業拡大のための投資などに活用していく予定であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2019年5月14日 取締役会決議	986	28.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は株主、投資家、顧客、従業員など全てのステークホルダーから尊敬され愛される企業を目指しており、そのような企業活動を行うことを基本方針のひとつとしております。そして、その実現のためにステークホルダーからの信頼獲得及び健全な企業経営を重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスの拡充として下記施策を講じております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は会社法に規定する指名委員会等設置会社であり、取締役10名（うち社外取締役6名）及び執行役10名（兼務取締役1名を含む）により構成されております。社外取締役は客観的・大局的に、企業価値の向上という観点から執行役が行う経営の監督並びに助言を行っております。

業務執行及び経営監視の仕組みとしては、株主総会において選任された取締役で構成する取締役会が会社の重要な意思決定と執行役の監督を行い、経営を監視し、取締役会により選任された執行役が担当業務ごとに強化された権限により、迅速で効率的な業務執行を実現しております。

提出日現在の取締役は以下のとおりです。

田中英成（代表執行役社長）、富金原守、滝野喜之（取締役会議長）、土田時安、岡田廣司、堀西良美、本多英司、渡辺眞吾、三宅養三、本多立太郎

（注）1．岡田廣司、堀西良美、本多英司、渡辺眞吾、三宅養三、本多立太郎は、社外取締役であります。

2．岡田廣司、堀西良美、本多英司、渡辺眞吾、三宅養三、本多立太郎は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。

各委員会（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）の委員は、過半数が社外取締役により構成されております。

各委員会の役割としては以下のとおりです。

「指名委員会」は、岡田廣司（委員長）、滝野喜之、本多立太郎の取締役3名（内、社外取締役2名）で構成し、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定いたします。また、指名委員会は執行役の選任及び解任に関する議案を策定し、取締役会に付議する権限を有しており、これらに基づく職務執行に必要な基本方針の決定、運用規則や手続等の制定・改廃をする権限を有しております。

取締役・執行役の選任等にあたっては役割に応じた能力、経験等を考慮し、企業の社会的価値の増大及びコーポレート・ガバナンスの向上の観点から選考するものといたします。

取締役の選任及び解任については指名委員会が適格性を審議し、取締役会審議を経て株主総会にて選解任いたします。なお、取締役会はその過半数を独立性・中立性のある社外取締役といたします。

執行役の選任及び解任については指名委員会が適格性を審議し、取締役会審議を経て選解任いたします。代表執行役の選定については指名委員会が適格性を審議し、取締役会審議を経て執行役の中から選定いたします。解職についても指名委員会が審議し、取締役会審議を経て解職いたします。

「報酬委員会」は、富金原守（委員長）、岡田廣司、堀西良美の取締役3名（内、社外取締役2名）で構成し、取締役及び執行役の報酬制度・報酬金額等の決定を担っております。当社の取締役及び執行役の報酬は、各役員がその職務の執行を強く動機づけられると共に、企業価値向上の成果（業績）を報酬に反映したものとしております。報酬決定においては、その合理性、透明性を維持することでコーポレート・ガバナンスの向上に繋げるものとし、経営環境、業績、他社水準等を考慮して適切な水準で決定しております。

(a) 報酬決定の運用指針

イ．成果をあげた者が報われることで、強い動機づけを生み出す。

ロ．短期業績に加え長期視点の企業価値向上への貢献も報酬に反映する。

ハ．報酬は仕事（＝職務や成果）に対応したものであることを基本とする。

ニ．株主や従業員に説明できる公正で妥当性のある報酬内容とする。

ホ．当社の経営陣に優秀な人材確保を可能とする報酬内容とする。

(b)報酬の構成

- イ．基本的報酬として担当職務及び連結業績成果により年間報酬額を決定しております。なお執行役の報酬は、連結業績成果をより大きく反映する内容となっております。
 - ロ．株主の皆様と利益意識の共有を図ると共に、中長期的視点で業績向上に継続して取り組むことを強く動機づけるインセンティブとして、株式報酬型ストックオプション制度を設けております。
- これら報酬の決定プロセスは、役員報酬に関する規則並びに細則を制定し運用面における手続や基準を明確にしております。

「監査委員会」は、土田時安（委員長）、滝野喜之、堀西良美、本多英司、渡辺眞吾、三宅養三、本多立太郎の取締役7名（内、社外取締役5名）で構成し、取締役及び執行役の職務執行の適法性・妥当性監査及び監査報告の作成と株主総会に提出する会計監査人の選解任並びに再任しないことに関する議案を決定しております。

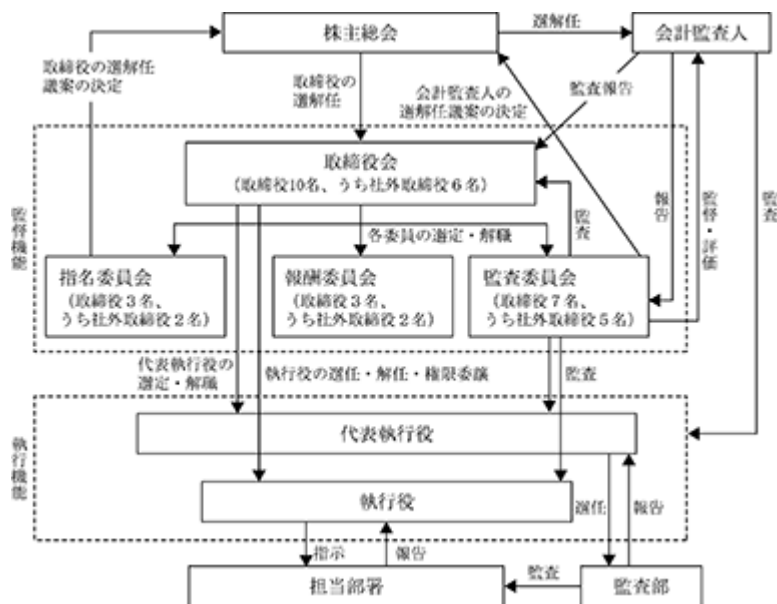
監査方針及び監査計画を定め、取締役及び執行役から、定期的に、その職務の執行に関する事項の報告を受けたり、聴取したりしております。また、業務の処理や財産の管理等が適正に行われているかについて主要な事業所を調査し、関係会社から報告を受け、その結果について監査委員会で報告しております。以上に加えて、執行役員等社内の重要な会議に出席し、業績検討会議資料や内部監査部門の監査報告書等を閲覧しております。また、必要に応じて内部監査の担当部署に対し、監査の対象部門や重点監査項目等について指示を行っております。

監査委員会は、会計監査人から、その監査計画及び監査の結果について報告及び説明を受け、これに基づき財務諸表監査の結果について検証を行っております。また、会計監査人の品質管理体制についても報告及び説明を受けております。

また、業務執行上の重要案件（取締役会決議事項を除く）については、執行役全員で構成する「執行役員会」等重要経営会議において審議、決定することとしており、業務執行の状況については取締役会に報告を行い、説明責任を果たします。

なお、下に指名委員会等設置会社の機構図を示します。

指名委員会等設置会社の機構図



b. 企業統治の体制を採用する理由

当社の機関設計は迅速な経営意思決定の実現及び監督管理機能強化の観点から指名委員会等設置会社としており、各種委員会には過半数の社外取締役を据えております。

また、監査委員会は会計監査人と連携して執行役の業務執行を監査しております。

企業統治に関するその他の事項

当社における内部統制及びリスク管理に係る体制の主な内容は、次のとおりであります。なお、これらについては、取締役会において、会社法に基づく内部統制システムに関する基本方針として決議しております。

(内部統制システム)

- a. 執行役の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 執行役が取締役に報告すべき事項を取締役会規則等で定め、執行役が自ら取締役会で報告いたします。
 - ロ. 監査委員会は執行役の業務執行状況を監査し、定期的に取り締役に報告いたします。
 - ハ. 執行役が負うべき義務を執行役規則で明記し周知徹底を図ります。また執行役の任期を1年とすることで、執行体制の最適化に柔軟に対応できるようにいたします。
 - ニ. 常勤取締役が執行上の重要な会議等に出席し、監督的視点から常に執行役の業務執行状況を把握し、必要に応じて助言等を行います。
- b. 執行役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 文書管理に関する規程を整備し、執行役の職務執行に係る重要な文書等を特定すると共に、その保存期間や管理方法等を定め確実な運用を行います。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスクに関する意識の浸透、早期発見及びリスク顕在化の未然防止、緊急事態発生時の対応方法を定めた規程、マニュアルを整備し、必要に応じて教育訓練を実施いたします。
 - ロ. 代表執行役をトップとする内部統制システムの統括組織(以下、「内部統制統括組織」という。)を設置し、経営に影響を与えるリスクをマネジメントいたします。
- d. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 経営の監督機能(取締役会)と業務執行機能(執行役)を分離し、執行役への大幅な権限委譲を行うことで、業務執行のスピードを向上させます。
 - ロ. 執行役の職務分掌、指揮命令系統、決裁権限等に関する規程を整備し、それらの明確化と周知徹底をします。
 - ハ. 全執行役で構成する執行役会を定期的を開催し、効率性、有効性、妥当性等の検証を経て、業務執行に関する重要事項を決定いたします。
- e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 従業員に、法令や社会規範の遵守及び倫理観の高揚等の意識向上に必要な教育を行うと共に、内部統制システムに関する諸規程やマニュアル等を整備し周知徹底いたします。
 - ロ. 内部監査部門による監査を通じて、内部統制システムの構築・運用状況を評価すると共に、問題の早期発見を図ります。
 - ハ. 内部通報体制を作りその周知と的確な運用を徹底することで、コンプライアンスの実効性と業務の公正性の向上につなげます。
 - ニ. 内部統制統括組織で、内部統制システムの構築、運用状況について定期的にマネジメントレビューを行い、取り組むべき課題を抽出し、翌期の経営計画等に反映させることでシステムの改善並びにレベルの向上につなげます。
- f. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - イ. 財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法の定める内部統制報告書の有効且つ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制システムを構築、運用いたします。
 - ロ. 金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査基準」に準拠し、その有効性を評価いたします。

- g. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は子会社の管理に関する規程を定め、子会社の管理体制、並びに子会社の取締役等の職務執行状況に関する報告体制を明確にし、運用を徹底いたします。
 - ロ. 当社は子会社の管理を担当する執行役を定め、各子会社が当該基本方針を踏まえ、各子会社固有の事情（事業内容・規模・形態等）を考慮し、適切な内部統制システムを構築、運用するよう監督することで、子会社の法令遵守や経営の適正性及び効率性の向上、経営リスクの管理を行います。
 - ハ. 当社の内部統制統括組織は、当社グループの内部統制システムを統括管理し、その構築、運用状況を取締役に報告いたします。
- ニ. 当社の監査委員会及び内部監査部門が行う内部統制に関する監査は、子会社を監査対象に含めて行うことで、内部統制システムの構築、運用状況を検証、評価いたします。
- ホ. 当社内部通報システムは、子会社もその対象に含め、これを周知徹底し、的確に運用することでその実効性を向上させます。
- h. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、使用人の執行役からの独立性に関する事項
- イ. 監査委員会の職務を補助すべき使用人の指名及び監査委員会の職務の補助に関する業務指示は監査委員会が行います。
 - ロ. 監査委員会は補助使用人に対し直接指揮命令を行います。また補助使用人はその職務遂行の結果報告等を監査委員会に直接行うことで、補助使用人の独立性及び指示の実効性の確保を行います。
 - ハ. 補助使用人の人事考課・異動等の人事に関する事項の決定には、監査委員長の同意を得るようにいたします。
- i. 当社グループの取締役、執行役並びに使用人などが監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査委員会に報告すべき事項を定めた規程を整備し、当社グループに周知徹底します。また監査委員会へ報告した者が、報告をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けない旨を明記し、報告者の保護並びに実効性の向上を図ります。
 - ロ. 当社及び子会社の内部通報システムで通報された内容は、全て監査委員会に報告される体制を構築いたします。
- j. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査委員会、内部監査部門、会計監査人が相互に連携を図り、適切且つ効率的な監査業務を行います。
 - ロ. 監査委員会は、取締役会及び代表執行役と適宜会合を持ち、監査委員会の職務執行が効率的に行われるための相互認識を深めます。
 - ハ. 監査委員の職務執行上必要な費用は、監査委員の決裁で使用、又は前払い等を可能とし、決裁規程にその旨を定めます。
- k. 反社会的勢力との関係を排除するための体制
- イ. 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、被害を未然に防止し、これらの勢力に対応するために、必要な規程、マニュアル等を整備するとともに、専門家による助言などを得ることで健全な会社運営に努めます。
 - ロ. 反社会的勢力に適切に対応するため、社内教育、予防訓練を行います。

（リスク管理及びコンプライアンス体制）

当社は、2006年4月にCSR（企業の社会的責任）活動の推進及び内部統制機能の強化を目的としたCSR委員会を設置いたしました。当委員会の活動実績といたしましてはインサイダー防止規程の導入と教育、社内コンプライアンスをテーマとした勉強会の実施、子会社を含めた重要リスクの分析と対策の実施など、多様なビジネスリスクの低減に努力しております。

(子会社の業務の適正を確保するための体制)

当社の子会社の業務の適正を確保するため、子会社の管理に関する規程を定め、子会社の管理体制並びに子会社の取締役等の職務執行状況に関する報告体制を明確にしております。当社従業員のみならず、子会社にもインサイダー取引防止教育・個人情報保護教育を実施させ、コンプライアンスの向上に努めております。

また、当社の監査委員会及び内部監査部門が行う内部統制に関する監査は、子会社を監査対象に含めており、内部通報システムも子会社を対象に含めて運用しております。

またこの他にも各分野におけるリスク管理のため、「品質保証安全管理委員会」、「PLD委員会」、「個人情報保護委員会」、「メニコン公正取引管理委員会」を設けております。中でもメルスプラン会員の個人情報管理につきましては、当社にとって重要な使命と考え、2005年12月に「プライバシーマーク」を取得しております。

(取締役の定数)

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

(取締役の選任の決議要件)

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票にはよらない旨を定款に定めております。

(株主総会の特別決議要件)

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会を円滑に運営することを目的とするものであります。

(取締役、執行役の責任免除)

当社は、取締役、執行役の職務の執行にあたりその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役、執行役(これらの地位にあった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(取締役、会計監査人との責任限定契約)

イ 取締役

当社は、会社法第427条第1項の規定と同決議に基づき、取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

ロ 会計監査人

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定め株主総会の決議によらないものとする旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

当社は年1回の期末配当を基本方針としておりますが、株主への利益還元の機会を充実させるなどの理由で中間配当を実施する際に迅速な対応を可能とするため、剰余金の配当等会社法第454条第5項に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き取締役会決議によって定める旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性18名 女性1名 (役員のうち女性の比率5%)

a. 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	田中 英成	1959年10月30日	1987年3月 1994年4月 1996年4月 1997年4月 1998年4月 1998年6月 1999年4月 1999年6月 2000年4月 2000年6月 2002年4月 2010年6月	当社入社 当社取締役 当社取締役経営副本部長兼総務・人事・関工場担当 当社取締役経営副本部長兼総務担当 当社取締役経営副本部長兼マーケティング統轄部長 当社常務取締役経営副本部長兼マーケティング統轄部長 当社常務取締役経営副本部長兼経営企画統轄部長 当社取締役副社長経営本部長兼経営企画統轄部長 当社取締役副社長経営本部長兼マーケティング本部長 当社代表取締役社長兼マーケティング本部長 当社代表取締役社長兼執行役員 当社取締役兼代表執行役(現任) 当社最高経営責任者(CEO)(現任) 当社最高執行責任者(COO)	(注)3	1,000
取締役 報酬委員会 委員長	富金原 守	1954年10月8日	1977年3月 1997年4月 1998年4月 2000年4月 2003年4月 2006年4月 2008年4月 2010年6月 2011年4月 2012年4月 2013年4月 2015年6月	当社入社 当社関工場製造部長 当社関工場第2製造部長 当社関工場長 当社執行役員生産本部長 当社執行役員経営管理本部長 当社執行役員経営管理室長 当社執行役員経営管理室長 当社執行役管理本部長 当社執行役員経営管理室長 当社執行役海外法人統括本部長 当社取締役(現任)	(注)3	54
取締役 取締役会議長 監査委員 指名委員	滝野 喜之	1961年9月8日	1984年3月 2010年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 2018年6月	当社入社 当社経営管理室経理部長 当社経営管理室副室長 当社執行役員経営管理室長 当社執行役員経営統括本部経営管理室長 当社経営統括本部経営顧問 当社取締役(現任)	(注)3	14

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査委員会委員長	土田 時安	1957年3月3日	1980年3月 2006年4月 2009年4月 2010年4月 2012年4月 2019年4月 2019年6月	当社入社 当社執行役員生産本部長 当社執行役員グローバルマーケティング戦略室長 ㈱メニコンネット取締役副社長 ㈱メニコンネット代表取締役社長 ㈱メニコンネット経営顧問 当社取締役(現任)	(注)3	14
取締役 指名委員会委員長 報酬委員	岡田 廣司	1944年7月28日	1968年4月 1995年10月 1999年10月 2000年4月 2003年6月 2005年3月 2007年4月 2009年7月 2010年6月 2013年4月	ブラザー工業㈱入社 ㈱モリテックスに出向、名古屋支店長 ㈱モリテックスに転籍、名古屋支店長 名古屋市立大学経済学部助教授 名古屋市立大学大学院経済学研究科教授 中国江漢大学客員教授 福山女学園大学現代マネジメント学部教授 櫻山日本語学校校長 当社取締役(現任) 東京福祉大学大学院教授(現任)	(注)3	
取締役 監査委員 報酬委員	堀西 良美	1968年1月31日	2000年4月 2000年4月 2004年12月 2007年4月 2014年4月 2014年10月 2016年6月	弁護士登録 名古屋弁護士会入会 旭川弁護士会入会 名古屋弁護士会(現・愛知県弁護士会)再入会 名古屋市建築紛争調停委員会委員 名古屋市簡易裁判所民事調停官 当社取締役(現任)	(注)3	
取締役 監査委員	本多 英司	1954年10月9日	1977年4月 2003年6月 2005年6月 2007年6月 2008年6月 2011年6月 2017年6月	エーザイ㈱入社 エーザイ㈱執行役員国際事業開発部長 エーザイ㈱執行役員薬粧事業部長 エーザイ㈱常務執行役員エーザイ・ジャパンプレジデント エーザイ㈱専務執行役員エーザイ・ジャパンプレジデント エーザイ㈱代表執行役員副社長 当社取締役(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査委員	渡辺 眞吾	1956年 8月 3日	1980年 4月 1984年10月 1987年10月 1990年 9月 1995年 7月 1998年 8月 2017年 7月 2018年 6月	デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ会計事務所入社 公認会計士登録 アーンスト・アンド・ヤング デュッセルドルフ事務所 アーンスト・アンド・ヤング チューリッヒ事務所 アーンスト・アンド・ヤング ロンドン事務所 新日本監査法人(現・EY新日本有限責任監査法人)名古屋事務所 渡辺眞吾公認会計士事務所開設(現任) 当社取締役(現任)	(注) 3	
取締役 監査委員	三宅 養三	1942年 3月31日	1968年 4月 1982年 7月 1997年 8月 2005年 5月 2007年 4月 2010年 1月 2019年 6月	名古屋大学眼科教室入局 社会保険中京病院眼科部長 名古屋大学医学部眼科教授 名古屋大学名誉教授 独立行政法人国立感覚器センター所長 愛知淑徳大学医療福祉学部教授 愛知医科大学理事長 当社取締役(現任)	(注) 3	
取締役 監査委員 指名委員	本多 立太郎	1946年 6月 3日	1970年 4月 1996年 6月 1998年 6月 2004年 6月 2009年 6月 2017年 6月 2019年 6月	(株)愛知音楽FM放送入社 (株)エフエム愛知 取締役編成局長 (株)エフエム愛知 常務取締役 (株)エフエム愛知 代表取締役社長 (株)中日本マルチメディア放送 代表取締役社長 (株)エフエム愛知 取締役会長 当社取締役(現任)	(注) 3	6
計						1,088

(注) 1. 岡田廣司、堀西良美、本多英司、渡辺眞吾、三宅養三、本多立太郎の各氏は、会社法第2条第15号に定める
社外取締役であります。

2. 当社は、会社法に規定する指名委員会等設置会社であります。委員会の体制は、次のとおりであります。

指名委員会 委員長 岡田廣司 委員 滝野喜之 委員 本多立太郎
報酬委員会 委員長 富金原守 委員 岡田廣司 委員 堀西良美
監査委員会 委員長 土田時安 委員 滝野喜之 委員 堀西良美 委員 本多英司
委員 渡辺眞吾 委員 三宅養三 委員 本多立太郎

3. 取締役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時
までであります。

4. 社外取締役堀西良美氏の戸籍上の氏名は、雄山良美であります。

b. 執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表執行役 社長 最高経営責任者 (CEO)	田中 英成	1959年10月30日	a. 取締役の状況参照		(注)	1,000
執行役 経営統括本部長 最高財務責任者 (CFO)	渡邊 基成	1973年 1月15日	1997年 4月 2014年 4月 2016年 4月 2017年 4月 2018年 4月 2019年 4月	当社入社 当社経営管理室財務部長 当社経営戦略室経営企画部長 当社執行役経営戦略室長 当社執行役戦略統括本部長 当社最高財務責任者 (CFO) (現任) 当社執行役経営統括本部長 (現任)	(注)	2
執行役 経営管理室長	三浦 要和	1961年 5月13日	1984年 7月 2008年 4月 2010年 4月 2011年 4月 2015年 4月 2016年 4月 2017年 4月 2019年 4月	当社入社 当社開発本部技術研究所部長 当社開発本部技術研究部長 当社開発本部技術開発部長 当社研究開発本部技術開発部長 当社商品開発本部技術研究所所長 当社執行役生産物流本部長 当社執行役経営統括本部経営管理室長 (現任)	(注)	12
執行役 生産開発統括本部長	川浦 康嗣	1969年 3月 9日	1992年 3月 2007年 4月 2007年 8月 2010年11月 2013年 4月 2015年 4月 2016年 4月 2017年 4月	当社入社 当社MD準備室長 当社シンガポールR&Dセンター長 Menicon Singapore Pte. Ltd.社長 当社執行役エリア & プロダクツ マーケティング戦略室長 当社執行役ブランド戦略室長 当社執行役商品開発本部長 当社執行役生産開発統括本部長 (現任)	(注)	8
執行役 商品開発事業部長	ステファン・ ドナルド・ ニューマン	1956年 5月16日	1997年 4月 2007年 7月 2010年11月 2013年 4月 2015年 4月 2016年 4月 2017年 4月 2019年 4月	Igel CM Laboratory Pte Ltd入社 当社入社 R&Dヴァイスプレジデント Menicon Singapore Pte. Ltd.技術 担当役員 (CTO) Menicon Singapore Pte. Ltd.社長 当社エリア & プロダクツマーケ ティング戦略室副室長 当社ブランド戦略室副室長 当社商品開発本部副本部長 当社執行役商品開発本部長 当社執行役生産開発統括本部商品 開発事業部長 (現任)	(注)	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
執行役 生産物流事業部長	杉山 章寿	1959年9月21日	1985年3月 2002年4月 2003年6月 2005年4月 2010年6月 2011年4月 2012年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 2019年4月	当社入社 当社BIO製造開発部長 当社第2製品開発部長 当社執行役員開発本部長 当社執行役開発本部長 当社執行役グローバル研究開発戦略室長、開発本部長 当社執行役開発本部長 当社執行役研究開発本部長 当社執行役新規事業本部長 当社執行役新規事業統括本部長 当社執行役管理統括本部長 当社執行役生産開発統括本部生産物流事業部長(現任)	(注)	24
執行役 国内営業統括本部長	篠田 浩樹	1964年3月12日	1986年3月 2006年4月 2008年4月 2011年4月 2012年4月 2013年4月 2015年4月 2018年4月	当社入社 当社関東営業部長 当社東日本営業部長 当社関東営業部長 当社特販東ブロック部長 当社執行役国内営業本部長 当社執行役国内第2営業本部長 当社執行役国内営業統括本部長(現任)	(注)	14
執行役 国内営業副統括本部長	森山 久	1960年8月12日	1988年2月 2006年4月 2012年4月 2013年4月 2015年4月 2016年4月 2018年4月	当社入社 当社関西営業部長 当社国内営業本部関西営業部長 当社国内特販部レンズケア西ブロック長 当社国内第1営業本部副本部長 当社執行役国内第1営業本部長 当社執行役国内営業副統括本部長(現任)	(注)	14
執行役 海外統括本部長	古賀 秀樹	1969年4月23日	1993年4月 2010年4月 2012年4月 2013年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月	当社入社 株式会社メニコン接続経営企画部長 当社経営戦略室関係会社管理部長 当社海外営業本部企画管理(海外)部長 当社海外本部北米・南米エリア部長 当社執行役海外本部長 当社執行役海外統括本部長(現任)	(注)	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
執行役 新規事業統括本部長	伊藤 渉	1960年5月19日	1983年3月	当社入社	(注)	17
			2008年1月	当社広報宣伝部長		
			2009年4月	当社国内営業統轄本部国内営業統轄企画管理部長		
			2010年4月	当社グローバルマーケティング戦略室広告宣伝・販売促進部長		
			2011年4月	当社グローバル戦略室プロモーション戦略部長		
			2012年4月	当社経営戦略室プロモーション戦略部長		
			2013年4月	当社経営戦略室経営企画部長		
			2015年4月	当社経営戦略室副室長		
			2016年4月	当社執行役国内マーケティング戦略室長		
		2018年4月	当社執行役新規事業統括本部長(現任)			
計						1,092

(注) 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度末までであります。

社外取締役の状況

当社取締役10名のうち社外取締役は6名であります。当社と当社の社外取締役との間には、特別の利害関係はなく、独立した立場から法務・税務・会計・会社経営等に関する豊富な知識と幅広い経験を当社に活かすとともに、社会的に公正な決定と経営の監督の実効性を上げ、取締役会を一層活性化させる役割を担っております。なお、独立性の判断に関しましては、金融商品取引所が定める独立性基準に従い独立社外取締役を選任するものとしております。

なお、各社外取締役が所有する当社の株式の数は、「役員一覧 a. 取締役の状況」に記載しております。

また、社外取締役は主として取締役会への出席を通じて監督を行っておりますが、監査委員会より職務執行状況の報告を受けることで、監督の実効性確保に努めております。また、監査委員会を務める社外取締役については、随時監査部と連絡・協議することで、監査情報を共有しております。さらに会計監査人とも監査の方針・方法について打ち合わせを行うとともに、実施状況、監査結果につき、説明・報告を受け意見交換を実施しております。

また、当社は会社法第427条に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は、法令が定める額としております。

(3) 【監査の状況】

監査委員会監査の状況

監査委員会は、取締役7名（内、社外取締役5名）で構成し、取締役及び執行役の業務執行に対して、適法性、妥当性監査及び監査報告の作成と株主総会に提出する会計監査人の選解任並びに再任しないことに関する議案を決定しております。

監査方針及び監査計画を定め、取締役及び執行役から、定期的に、その職務の執行に関する事項の報告を受けたり、聴取したりしております。また、業務の処理や財産の管理等が適正に行われているかについて、主要な事業所を調査し、関係会社から報告を受け、その結果について監査委員会で報告しております。加えて、執行役会等社内の重要な会議に出席し、業績検討会議資料や内部監査部門の監査報告書等を閲覧し、必要に応じて内部監査の担当部署に対し、監査の対象部門や重点監査項目等について指示を行っております。また、会計監査人から、その監査計画及び監査の結果について報告及び説明を受け、これに基づき財務諸表監査の結果について検証を行っております。会計監査人の品質管理体制についても報告及び説明を受けております。

なお、監査委員のうち渡辺眞吾氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査の状況

監査の組織として監査部（人員5名）を設置し、業務の有効性及び効率性の観点からリスクアプローチに基づき当社内部部門及び子会社（国内外）の監査を行っております。監査部は、会社の会計記録が法令その他の諸規程に準拠して正確に処理され、かつ財産の管理及び保全が適切に行われているか、また、会社の業務が法令、定款及び諸規程に準拠し、かつ経営目的達成のため、合理的且つ効果的に運営されているかについて調査及び評価し、その結果については代表執行役社長及び取締役（監査委員会含む）へ報告しております。さらに、監査機能を高めるため、監査部・監査委員会・会計監査人をメンバーとする「三様監査連絡会」を四半期に一度開催しております。以上に加えて、品質保証部が品質保証の観点から適切な品質監査を遂行し、個人情報監査責任者が監査員を任命し個人情報保護マネジメントシステムの監査をしております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

（注）2018年7月1日付で新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

b. 業務を執行した公認会計士

市村 清

水谷 洋隆

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他8名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際して、当社の広範囲な業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる規模と世界的なネットワークを持つこと、審査体制が整備されていること、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有すること、監査工数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること等を選定方針とし審議し、監査委員会の同意を得てEY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選定しています。

また、当社は会社法第340条第1項及び第6項に定める監査委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の独立性をはじめとする適格性及び職務遂行状況等について常に留意するとともに、その職責を全うする上で重要な疑義を招く事象が継続的に発生した場合や、会計監査人の継続監査年数などを勘案し、解任又は不再任と判断した場合において、監査委員会は株主総会に解任又は不再任に関する議案を上程する方針です。

e. 監査委員会による監査法人の評価

当社の監査委員会は、事業年度毎に会計監査人に対して評価を行っており、同会計監査人による監査は、従前から適正に行われていることを認識しています。

また、監査委員会は株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容に関する審議・決議をしており、その際には日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、総合的に評価を行っております。

監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（2019年1月31日 内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) d (f) から の規定に経過措置を適用しております。

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	48	-	48	2
連結子会社	-	-	-	-
計	48	-	48	2

当社における非監査業務の内容は、収益認識に関する会計基準等の適用に関する助言業務等であります。

b. その他重要な報酬の内容

(前連結会計年度)

当社連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Young LLPに対して監査証明に基づく報酬として18百万円を支払っております。

(当連結会計年度)

当社及び当社連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Young LLPに対して監査証明に基づく報酬として20百万円、税務関連業務等の非監査業務に基づく報酬として39百万円を支払っております。

c. 監査報酬の決定方針

当社は、監査報酬の決定方針は定めてはませんが、会計監査人からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、監査委員会の同意を得て代表執行役が決定する手続きを実施しています。

d. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りなど当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額等は適正であると判断し同意しました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定の運用指針を以下のように定めており、各役員がその職務の執行を強く動機づけられると共に、企業価値向上の成果（業績）を報酬に反映したものとしております。

- イ．成果をあげた者が報われることで、強い動機づけを生み出す。
- ロ．短期業績に加え長期視点の企業価値向上への貢献も報酬に反映する。
- ハ．報酬は仕事（＝職務や成果）に対応したものであることを基本とする。
- ニ．株主や従業員に説明できる公正で妥当性のある報酬内容とする。
- ホ．当社の経営陣に優秀な人材確保を可能とする報酬内容とする。

また、その決定方法は、その合理性、透明性を維持することでコーポレートガバナンスの向上に繋げるものとし、取締役3名（うち社外取締役2名）で構成する報酬委員会が、経営環境、業績、他社水準などを考慮して適切な水準で決定しています。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は報酬委員会が有しており、その権限の内容及び裁量の範囲は以下の通りです。

- イ．取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容の決定
- ロ．上記イに基づく職務執行に必要な、基本方針の決定、運用規則、手続等の制定や改廃
- ハ．その他、委員会が職務執行に必要と認めた事項

また、報酬委員会における手続は、役員報酬に関する細則に基づき、担当職務の評価及び連結業績の実績に基づいて報酬委員会にて承認しております。当事業年度においては、前事業年度の担当職務の評価及び連結業績の実績に基づき、役員の報酬額を報酬委員会にて2018年7月3日に決定いたしました。

当社の役員報酬は、上記に記載の報酬決定の運用指針に基づき、報酬の構成を以下の通りとしております。

- イ．基本的報酬として担当職務及び連結業績成果により年間報酬額を決定しています。なお執行役の報酬は、連結業績成果をより大きく反映する内容となっております。
- ロ．株主の皆様と利益意識の共有を図ると共に、中長期的視点で業績向上に継続して取り組むことを強く動機づけるインセンティブとして、株式報酬型ストックオプションを設けています。

上記イの報酬には業績報酬が含まれており、連結売上高の前年比伸長率・連結営業利益率・連結ROA・連結ROEの総合計を評価に使用しております。これは、役員の業績評価制度が役員のモチベーション向上を通じて、当社の企業価値向上に寄与すると共に、公平で納得感のあるものとする事で役員自身の努力に報酬で正当に報いるものとするために採用しており、担当職務の評価も含めて報酬委員会にて役員報酬を決定しております。当事業年度においては、前事業年度の連結財務諸表（百万円未満を切り捨てた数値）で算出した各指標の総合計を評価に使用しております。具体的には、連結売上高の前年比伸長率：6.41%・連結営業利益率：5.73%・連結ROA：3.69%・連結ROE：6.74%の総合計：22.57%です。なお、各指標に目標は設定しておらず、評価点として使用しております。

上記ロの株式報酬型ストックオプションは、親会社株主に帰属する当期純利益の年度計画達成・提出会社の営業利益及び当期純利益の年度計画達成・連結売上高及び提出会社の売上高が前年比伸長していることの3つの条件を満たした場合に付与を検討しております。これは、役員の中長期的な業績や企業価値の向上に対する貢献意欲及び士気を一層高めることを付与の趣旨としているために採用しており、報酬委員会における検討・決議を経て実施の是非が決定されます。当事業年度においては、前事業年度の連結財務諸表及び提出会社の財務諸表にて上記条件を判定しております。具体的には、親会社株主に帰属する当期純利益：2,657百万円に対し年度計画：2,358百万円で計画達成、連結売上高の前年比伸長率：6.4%・提出会社の売上高の前年比伸長率：5.4%でどちらも前年比伸長と条件を達成した一方、提出会社の営業利益：3,685百万円に対し年度計画：3,255百万円・提出会社の当期純利益：1,504百万円に対し年度計画：2,584百万円で計画未達成となり、条件を一部満たさなかったため、当事業年度において株式報酬型ストックオプションは付与しておりません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	66	62	4	-	5
執行役	362	242	119	-	11
社外取締役	33	32	0	-	6

(注) 2019年3月期末現在の人員は取締役10名(社外取締役6名)、執行役11名で取締役のうち1名は執行役を兼務しております。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等 の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)		
				固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金
田中 英成	121	取締役	提出会社	14	1	-
		執行役	提出会社	81	24	-

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、当社グループの財務活動を円滑にすると判断される場合や、当社グループの事業上の関係強化、取引関係の強化が必要と判断される場合など、合理的な理由があり当社の企業価値向上につながると判断した企業の株式を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

純投資目的以外の目的である投資株式は、合理的な理由があり当社の企業価値向上につながると判断した場合には保有することとしていますが、保有は必要最小限としております。また、事業上のメリットやリスク、経済合理性を総合的に勘案することで個別銘柄の保有の適否を検証しております。なお、この検証は毎年実施し、保有の意義が必ずしも十分でないとは判断される銘柄については、原則として縮減することとしており、当事業年度については3銘柄を縮減し、9銘柄を保有継続することといたしました。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	5	90
非上場株式以外の株式	4	230

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式			
非上場株式以外の株式			

(注) 「 」は、株式数が増加していないことを示しております。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式	3	16

(注) 「 」は、株式数が減少していないことを示しております。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、 定量的な保有効果	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)三菱UFJ ファイナンシャル・グループ	177,300	177,300	円滑な資金調達のため。 事業上のメリットやリスク、経済合理性 を総合的に勘案して保有の合理性を検証し ております。	無
	97	123		
(株)静岡銀行	114,000	114,000	円滑な資金調達のため。 事業上のメリットやリスク、経済合理性 を総合的に勘案して保有の合理性を検証し ております。	有
	96	114		
(株)みずほファイ ナンシャル・グ ループ	177,008	177,008	円滑な資金調達のため。 事業上のメリットやリスク、経済合理性 を総合的に勘案して保有の合理性を検証し ております。	無
	30	33		
(株)りそなホール ディングス	14,000	14,000	円滑な資金調達のため。 事業上のメリットやリスク、経済合理性 を総合的に勘案して保有の合理性を検証し ております。	無
	6	7		
(株)三城ホー ルディングス		22,839	販売取引関係維持のため。 事業上のメリットやリスク、経済合理性 を総合的に勘案して保有の合理性を検証し ております。	無
		11		
愛眼(株)		15,246	販売取引関係維持のため。 事業上のメリットやリスク、経済合理性 を総合的に勘案して保有の合理性を検証し ております。	無
		7		
(株)ビジョナリー ホールディング ス		6,000	販売取引関係維持のため。 事業上のメリットやリスク、経済合理性 を総合的に勘案して保有の合理性を検証し ております。	無
		0		

(注) 1. 「 」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

2. 定量的な保有効果の記載は困難なため、保有の合理性を検証した方法を記載しております。

3. 株式数が増加した銘柄はありません。

みなし保有株式

該当するものではありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当するものではありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当するものではありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものが該当するものではありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2018年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。)による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人となりました。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、適正な連結財務諸表等を作成するため、社内規程やマニュアルを整備し、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種団体が主催するセミナーへの参加や参考図書により知識を深め、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を構築しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 16,904	2 20,084
受取手形及び売掛金	4 8,162	4 8,857
有価証券	18	-
商品及び製品	8,766	9,110
仕掛品	703	771
原材料及び貯蔵品	1,943	2,076
その他	1,695	1,763
貸倒引当金	76	79
流動資産合計	38,117	42,584
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	18,907	19,070
減価償却累計額	9,631	10,148
建物及び構築物（純額）	9,276	8,921
機械装置及び運搬具	18,163	19,374
減価償却累計額	12,531	13,587
機械装置及び運搬具（純額）	5,632	5,786
工具、器具及び備品	6,736	7,328
減価償却累計額	5,389	5,892
工具、器具及び備品（純額）	1,346	1,435
土地	5,212	5,164
リース資産	995	849
減価償却累計額	767	699
リース資産（純額）	228	149
建設仮勘定	871	3,989
有形固定資産合計	22,567	25,447
無形固定資産		
のれん	3,708	2,719
特許権	1,464	1,219
その他	2,274	2,297
無形固定資産合計	7,447	6,236
投資その他の資産		
投資有価証券	1 645	1 908
長期貸付金	71	55
繰延税金資産	964	1,112
その他	1,906	1,942
貸倒引当金	14	12
投資その他の資産合計	3,573	4,006
固定資産合計	33,588	35,690
資産合計	71,706	78,275

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)		当連結会計年度 (2019年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
支払手形及び買掛金	4	4,251	4	4,471
短期借入金	3	503	3	32
1年内償還予定の社債		2,636		1,765
1年内返済予定の長期借入金		2,372		1,984
リース債務		82		30
未払金		3,323		2,970
未払法人税等		1,235		1,562
賞与引当金		1,319		1,592
ポイント引当金		96		105
その他		2,903	4	4,053
流動負債合計		18,725		18,568
固定負債				
社債		5,312		3,547
転換社債型新株予約権付社債		-		8,000
長期借入金		5,158		3,423
リース債務		120		90
長期未払金		1,561		1,425
退職給付に係る負債		314		331
繰延税金負債		124		88
資産除去債務		98		102
その他		169		147
固定負債合計		12,859		17,156
負債合計		31,584		35,725
純資産の部				
株主資本				
資本金		3,379		3,379
資本剰余金		2,553		2,553
利益剰余金		37,037		39,690
自己株式		2,502		2,414
株主資本合計		40,467		43,208
その他の包括利益累計額				
その他有価証券評価差額金		124		46
為替換算調整勘定		543		786
その他の包括利益累計額合計		418		739
新株予約権		33		38
非支配株主持分		39		42
純資産合計		40,121		42,549
負債純資産合計		71,706		78,275

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高	76,672	80,898
売上原価	1, 3 35,478	1, 3 38,129
売上総利益	41,194	42,768
販売費及び一般管理費	2, 3 36,800	2, 3 37,196
営業利益	4,394	5,571
営業外収益		
受取利息	10	7
受取配当金	8	10
条件付取得対価に係る公正価値変動額	-	121
為替差益	114	-
助成金収入	32	49
その他	380	306
営業外収益合計	547	495
営業外費用		
支払利息	200	174
持分法による投資損失	2	27
条件付取得対価に係る公正価値変動額	118	-
為替差損	-	102
その他	162	116
営業外費用合計	483	421
経常利益	4,458	5,645
特別利益		
固定資産売却益	4 8	4 5
補助金収入	105	86
事業譲渡益	-	49
その他	0	2
特別利益合計	114	144
特別損失		
固定資産売却損	5 31	5 0
固定資産除却損	6 81	6 60
減損損失	7 43	-
事業整理損	1, 8 114	-
その他	0	2
特別損失合計	271	62
税金等調整前当期純利益	4,301	5,727
法人税、住民税及び事業税	1,830	2,302
法人税等調整額	190	154
法人税等合計	1,640	2,147
当期純利益	2,660	3,579
非支配株主に帰属する当期純利益	3	2
親会社株主に帰属する当期純利益	2,657	3,576

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
当期純利益	2,660	3,579
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	54	78
為替換算調整勘定	321	224
持分法適用会社に対する持分相当額	0	18
その他の包括利益合計	1 377	1 321
包括利益	3,037	3,258
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,033	3,256
非支配株主に係る包括利益	4	2

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,379	2,553	35,112	2,640	38,405
当期変動額					
剰余金の配当			666		666
親会社株主に帰属する当期純利益			2,657		2,657
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分			65	137	72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,924	137	2,062
当期末残高	3,379	2,553	37,037	2,502	40,467

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	70	866	795	35	35	37,681
当期変動額						
剰余金の配当						666
親会社株主に帰属する当期純利益						2,657
自己株式の取得						0
自己株式の処分						72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	53	322	376	2	4	378
当期変動額合計	53	322	376	2	4	2,440
当期末残高	124	543	418	33	39	40,121

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,379	2,553	37,037	2,502	40,467
当期変動額					
剰余金の配当			879		879
親会社株主に帰属する当期純利益			3,576		3,576
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分			44	88	43
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	2,652	88	2,740
当期末残高	3,379	2,553	39,690	2,414	43,208

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	124	543	418	33	39	40,121
当期変動額						
剰余金の配当						879
親会社株主に帰属する当期純利益						3,576
自己株式の取得						0
自己株式の処分						43
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	77	242	320	4	2	313
当期変動額合計	77	242	320	4	2	2,427
当期末残高	46	786	739	38	42	42,549

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,301	5,727
減価償却費	3,966	3,656
減損損失	43	-
事業整理損	114	-
のれん償却額	1,041	984
固定資産除却損	81	60
補助金収入	105	86
受取利息及び受取配当金	19	17
支払利息	200	174
為替差損益(は益)	160	64
売上債権の増減額(は増加)	64	760
たな卸資産の増減額(は増加)	1,131	592
仕入債務の増減額(は減少)	58	236
賞与引当金の増減額(は減少)	93	277
その他	1,117	751
小計	9,232	8,973
利息及び配当金の受取額	17	17
利息の支払額	115	89
法人税等の支払額	1,383	1,964
補助金の受取額	105	86
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,857	7,023
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	547	639
貸付金の回収による収入	25	38
投資有価証券の取得による支出	0	416
投資有価証券の売却による収入	4	16
無形固定資産の取得による支出	628	563
有形固定資産の取得による支出	4,182	4,639
有形固定資産の売却による収入	5,274	64
その他	140	93
投資活動によるキャッシュ・フロー	900	4,951
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	166	471
長期借入れによる収入	300	300
長期借入金の返済による支出	2,194	2,422
社債の償還による支出	1,473	2,636
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	-	7,976
自己株式の取得による支出	0	0
ファイナンス・リース債務の返済による支出	67	82
配当金の支払額	665	878
自己株式の売却による収入	69	38
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,196	1,825
現金及び現金同等物に係る換算差額	167	95
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,728	3,801
現金及び現金同等物の期首残高	10,755	15,484
現金及び現金同等物の期末残高	1 15,484	1 19,286

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

国内子会社 7社

海外子会社 14社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略していません。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

株式会社アイクリア、Troy(CL)Limited、David Thomas Limited、Howper 685 Limited

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に関していずれも少額であることから、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 2社

会社等の名称

温州欣视界科技有限公司、Big Picture Medical Pty Ltd

なお、Big Picture Medical Pty Ltdについては、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

株式会社アイクリア、Troy(CL)Limited、David Thomas Limited、Howper 685 Limited

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社は、決算日が連結決算日と異なるため、各社の事業年度に係る財務諸表又は仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

a 商品・製品・仕掛品

主として総平均法

b 原材料

主として移動平均法

c 貯蔵品

主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～25年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権 8～15年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額を費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ポイント引当金

一部の連結子会社については、将来のポイント使用による費用発生に備えるため、当連結会計年度末未使用残高に過去の使用実績割合等を乗じた金額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、先物為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建予定取引、借入金の利息

ヘッジ方針

デリバティブ管理規程に基づき為替相場の変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して為替変動による影響と相殺又は一定の範囲に限定する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、原則として10年以内の均等償却をしておりますが、金額が僅少な場合は、発生時の損益として処理しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシに負わない短期的な投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

在外連結子会社

- ・「リース」(IFRS第16号)

(1) 概要

借り手は原則すべてのリースについて資産及び負債の認識をすること等を中心に改正された会計基準であります。

(2) 適用予定日

2020年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

「『税効果会計に係る会計基準』」の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、前連結会計年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」851百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」964百万円に含めて表示しており、「流動負債」に区分しておりました「繰延税金負債」4百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」124百万円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。但し、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取り扱いに従って記載しておりません。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。また、前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取賃貸料」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。また、前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外費用」の「賃貸収入原価」、「訴訟関連費用」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「受取賃貸料」81百万円、「その他」331百万円は、「助成金収入」32百万円、「その他」380百万円に組み替えております。また、「営業外費用」に表示していた「賃貸収入原価」24百万円、「訴訟関連費用」52百万円は、「その他」162百万円に組

み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「投資有価証券の取得による支出」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「その他」 140百万円は、「投資有価証券の取得による支出」 0百万円、「その他」 140百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
投資有価証券(株式)	1百万円	376百万円
投資有価証券(出資金)	30百万円	25百万円

2 担保資産

代理店契約の取引保証として次の資産を差し入れております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
現金及び預金	18百万円	18百万円

3 当社及び連結子会社(株式会社ダブリュ・アイ・システム、株式会社アルファコーポレーション)は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行(12行)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	10,020百万円	9,959百万円
借入実行残高	503百万円	32百万円
差引額	9,517百万円	9,927百万円

4 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれておりません。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
受取手形	14百万円	26百万円
支払手形	18百万円	155百万円
その他(設備関係支払手形)	-百万円	71百万円

(連結損益計算書関係)

1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上原価	55百万円	57百万円
特別損失(事業整理損)	33百万円	- 百万円
合計	88百万円	57百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給与及び賞与	7,431百万円	7,324百万円
賞与引当金繰入額	743百万円	872百万円
退職給付費用	253百万円	301百万円
貸倒引当金繰入額	69百万円	58百万円
ポイント引当金繰入額	86百万円	107百万円
研究開発費	3,380百万円	3,636百万円

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	3,398百万円	3,656百万円

4 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物及び構築物	15百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	4百万円	4百万円
工具、器具及び備品	2百万円	1百万円
土地	5百万円	0百万円
ソフトウェア	- 百万円	0百万円
合計	8百万円	5百万円

同一物件の売却により発生した売却益と売却損は相殺して、連結損益計算書上では固定資産売却益として表示しております。

5 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物及び構築物	437百万円	- 百万円
機械装置及び運搬具	1百万円	0百万円
工具、器具及び備品	12百万円	0百万円
土地	478百万円	- 百万円
合計	31百万円	0百万円

同一物件の売却により発生した売却益と売却損は相殺して、連結損益計算書上では固定資産売却損として表示しております。

6 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物及び構築物	39百万円	14百万円
機械装置及び運搬具	10百万円	17百万円
工具、器具及び備品	10百万円	4百万円
リース資産	0百万円	- 百万円
建設仮勘定	21百万円	- 百万円
ソフトウェア	0百万円	0百万円
ソフトウェア仮勘定	- 百万円	24百万円
合計	81百万円	60百万円

7 減損損失

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
関東地区	営業店舗	建物及び構築物等	43

当社グループは、減損会計の適用にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っており、原則として管理会計上の区分を基準にグルーピングを行っております。

営業店舗については、営業活動から生ずる利益が継続してマイナスとなっている地区の店舗を対象に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額の算定は使用価値によっており、使用価値は、見積将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため零として算定しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

8 事業整理損

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

コンタクトレンズ関連事業において、一部の事業整理を決定したことにより発生した損失であります。その内訳は次のとおりであります。

減損損失	63百万円
たな卸資産評価損	33百万円
その他	17百万円
計	114百万円

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しており、「事業整理損」に含めて表示していません。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
米国	事業用資産	建物及び構築物等	63

当社グループは、減損会計の適用にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っており、原則として管理会計上の区分を基準にグルーピングを行っております。

事業用資産については、事業整理の決定に伴い、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額の算定は正味売却価額(処分見込価格)にて評価しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	80百万円	110百万円
組替調整額	- 百万円	1百万円
税効果調整前	80百万円	112百万円
税効果額	25百万円	33百万円
その他有価証券評価差額金	54百万円	78百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	326百万円	219百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
税効果調整前	326百万円	219百万円
税効果額	4百万円	5百万円
為替換算調整勘定	321百万円	224百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	0百万円	18百万円
その他の包括利益合計	377百万円	321百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	18,402,000	18,402,000	-	36,804,000

(変動事由の概要)

株式分割による増加 18,402,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	860,311	833,595	62,900	1,631,006

(変動事由の概要)

株式分割による増加 833,482株

単元未満株式の買取による増加 113株

新株予約権の行使による減少 62,900株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	33
合計			-	-	-	-	33

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年5月10日取締役会	普通株式	666	38.00	2017年3月31日	2017年6月30日

(注) 当社は、2018年1月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額は株式分割前の金額であり、当該株式分割を考慮した場合、1株当たり配当額は19円00銭となります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	879	25.00	2018年3月31日	2018年6月27日

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	36,804,000	-	-	36,804,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,631,006	78	57,600	1,573,484

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 78株

新株予約権の行使による減少 57,600株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(注)1,2,3	普通株式	-	1,242,600	-	1,242,600	-
	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(注)1,2,3	普通株式	-	1,134,720	-	1,134,720	-
	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	38
合計			-	2,377,320	-	2,377,320	38

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

3. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の増加は、当該社債の発行によるものであります。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の増加は、当該社債の発行によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月14日 取締役会	普通株式	879	25.00	2018年3月31日	2018年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	986	28.00	2019年3月31日	2019年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	16,904百万円	20,084百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	1,420百万円	798百万円
現金及び現金同等物	15,484百万円	19,286百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主にコンタクトレンズ製造における生産設備(機械装置及び運搬具)及びロジスティクスセンターの設備(建物及び構築物)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	767	794
1年超	4,867	4,631
合計	5,634	5,426

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資は短期運用を中心に中長期運用を組み合わせた安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達については主にコンタクトレンズの製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に転換社債型新株予約権付社債発行、社債発行及び銀行借入)を調達しております。また、デリバティブ取引は後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券の中には取引先企業との業務に関連する株式があり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金及び社債並びに転換社債型新株予約権付社債は、設備投資及び企業買収等に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。また、長期未払金について主な内訳は役員退職慰労金及び営業権購入の支払対価であり、海外子会社で計上されているものについては為替リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4. 会計方針に関する事項(7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い債権管理を行うこととし、各営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすると共に財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより軽減を図っております。連結子会社についても当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

市場リスクの管理

当社及び連結子会社は、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

一部の外貨建債権債務については、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに対応しております。また、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、実需が伴う取引をヘッジ対象として行っており、原則として執行役会で承認を得ることとしております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署及び連結子会社からの報告に基づき財務&IR部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当社は一般消費者（不特定多数）を顧客にしているため大口顧客に該当する得意先はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2をご参照ください）。

前連結会計年度（2018年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	16,904	16,904	-
(2) 受取手形及び売掛金	8,162	8,162	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	537	537	-
資産計	25,604	25,604	-
(1) 支払手形及び買掛金	4,251	4,251	-
(2) 短期借入金	503	503	-
(3) 未払金	3,323	3,323	-
(4) 社債	7,948	7,990	41
(5) 転換社債型新株予約権付社債	-	-	-
(6) 長期借入金	7,531	7,570	38
(7) 長期未払金	1,033	1,004	29
負債計	24,591	24,643	51
デリバティブ取引	-	-	-

当連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	20,084	20,084	-
(2) 受取手形及び売掛金	8,857	8,857	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	412	412	-
資産計	29,354	29,354	-
(1) 支払手形及び買掛金	4,471	4,471	-
(2) 短期借入金	32	32	-
(3) 未払金	2,970	2,970	-
(4) 社債	5,312	5,343	30
(5) 転換社債型新株予約権付社債	8,000	7,966	33
(6) 長期借入金	5,408	5,437	29
(7) 長期未払金	900	880	19
負債計	27,096	27,103	6
デリバティブ取引	-	-	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「有価証券関係」注記を参照ください。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、並びに(5) 転換社債型新株予約権付社債

元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、金利スワップの特例処理を採用している長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) 長期未払金

将来支払額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	2018年3月31日	2019年3月31日
非上場株式		
関係会社株式	31	401
其他有価証券	92	90
出資金	3	3
役員退職慰労金	527	524

これらについては市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」及び「(7) 長期未払金」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	16,904	-	-	-
受取手形及び売掛金	8,162	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの(債券)	-	-	21	-
合計	25,067	-	21	-

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	20,084	-	-	-
受取手形及び売掛金	8,857	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの(債券)	-	18	-	-
合計	28,941	18	-	-

(注) 4. 短期借入金、社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	503	-	-	-
社債	2,636	4,752	560	-
転換社債型新株予約権付社債	-	-	-	-
長期借入金	2,372	5,028	130	-
合計	5,511	9,780	690	-

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	32	-	-	-
社債	1,765	3,547	-	-
転換社債型新株予約権付社債	-	8,000	-	-
長期借入金	1,984	3,423	-	-
合計	3,781	14,971	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	438	240	197
その他	18	18	0
小計	456	258	197
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	17	17	0
債券			
国債・地方債等	21	30	9
その他	42	65	23
小計	80	114	33
合計	537	372	164

(注) 1. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額126百万円)につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

2. 「その他」の中には複合金融商品が含まれており、当連結会計年度に8百万円を営業外費用に計上しておりません。

当連結会計年度（2019年3月31日）

区分	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	219	125	93
その他	18	18	0
小計	238	144	93
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	111	117	5
債券			
国債・地方債等	18	30	12
その他	44	66	21
小計	174	214	39
合計	412	358	54

(注) 1. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額495百万円) につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

2. 「その他」の中には複合金融商品が含まれており、当連結会計年度に1百万円を営業外収益に計上しております。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2018年3月31日)

組込デリバティブを区分して測定できない複合金融商品については、全体を時価評価し、「注記事項(有価証券関係)」に含めて記載しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

組込デリバティブを区分して測定できない複合金融商品については、全体を時価評価し、「注記事項(有価証券関係)」に含めて記載しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	2,000	1,700	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	2,000	1,300	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は確定拠出型の年金制度を採用しており、一部の国内連結子会社は確定給付型の退職一時金制度を採用しております。

また、在外連結子会社は、一部の会社につき確定給付型の退職一時金制度を採用し、一部の会社においては確定拠出型の年金制度を採用しております。

なお、一部の国内連結子会社及び在外連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	315	314
退職給付費用	11	60
退職給付の支払額	26	36
その他	13	7
退職給付に係る負債の期末残高	314	331

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	95	95
年金資産	0	0
	94	94
非積立型制度の退職給付債務	220	237
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	314	331
	314	331
退職給付に係る負債	314	331
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	314	331

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

前連結会計年度 11百万円 当連結会計年度 60百万円

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度414百万円、当連結会計年度426百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	-	9百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2011年6月28日	2012年6月27日	2014年6月26日
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役及び執行役 18名 (内取締役兼執行役1名)	当社子会社取締役 6名 当社子会社従業員 28名	当社取締役及び執行役 19名 (内取締役兼執行役1名)
株式の種類及び 付与数	普通株式 440,000株	普通株式 460,000株	普通株式 236,000株
付与日	2011年8月1日	2012年8月1日	2014年8月1日
権利確定条件	付与日(2011年8月1日)から権利確定日(2013年12月31日)までの間、継続して当社又は当社子会社の取締役もしくは執行役の地位にあることを要します。但し、任期満了による退任、その他取締役会が認めた場合はこの限りではありません。	付与日(2012年8月1日)から権利確定日(2014年6月27日)までの間、継続して当社又は当社子会社の取締役・執行役・監査役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、任期満了による退任、その他取締役会が認めた場合はこの限りではありません。	付与日(2014年8月1日)から権利確定日(2016年6月26日)までの間、継続して当社又は当社子会社の取締役・執行役・監査役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、任期満了による退任、その他取締役会が認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	2011年8月1日～ 2013年12月31日	2012年8月1日～ 2014年6月27日	2014年8月1日～ 2016年6月26日
権利行使期間	2014年1月1日～ 2023年12月31日	2014年6月28日～ 2022年6月27日	2016年6月27日～ 2024年6月26日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2016年6月27日	2016年6月27日	2018年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役員 10名 (内取締役兼執行役員 1名)	当社子会社取締役 8名	当社子会社取締役 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 19,200株	普通株式 8,200株	普通株式 3,900株
付与日	2016年8月1日	2016年8月1日	2018年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年8月2日～ 2046年8月1日	2016年8月2日～ 2046年8月1日	2018年8月2日～ 2048年8月1日

(注) 当社株式は2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2011年6月28日	2012年6月27日	2014年6月26日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	262,000	98,000	88,000
権利確定	-	-	-
権利行使	10,000	28,000	16,000
失効	-	-	-
未行使残	252,000	70,000	72,000

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2016年6月27日	2016年6月27日	2018年6月26日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	3,900
失効	-	-	-
権利確定	-	-	3,900
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	19,200	6,400	-
権利確定	-	-	3,900
権利行使	2,600	1,000	-
失効	-	-	-
未行使残	16,600	5,400	3,900

(注) 当社株式は2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2011年6月28日	2012年6月27日	2014年6月26日
権利行使価格(円)	525	675	925
行使時平均株価(円)	2,830	2,955	2,842
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2016年6月27日	2016年6月27日	2018年6月26日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,856	2,943	-
付与日における公正な評価単価(円)	1,310	1,310	2,486

(注) 当社株式は2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	38.917%
予想残存期間	(注) 2	15.0年
予想配当	(注) 3	25円/株
無リスク利率	(注) 4	0.303%

- (注) 1. 過去3.1年(2015年6月25日から2018年8月1日まで)の株価実績に基づき算定しました。
 2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。
 3. 2018年3月期の配当実績によります。
 4. 予想残存期間に近似する期間に対応する長期国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	1,012百万円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	117百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金等(注)2	1,237 百万円	1,729 百万円
賞与引当金	376 百万円	454 百万円
ポイント引当金	30 百万円	33 百万円
未払法定福利費	56 百万円	70 百万円
未払事業税	84 百万円	110 百万円
棚卸資産の未実現利益	347 百万円	424 百万円
退職給付に係る負債	89 百万円	89 百万円
長期未払金	162 百万円	162 百万円
資産除去債務	81 百万円	86 百万円
減損損失	205 百万円	202 百万円
その他	318 百万円	298 百万円
繰延税金負債との相殺	272 百万円	212 百万円
繰延税金資産小計	2,718 百万円	3,449 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	- 百万円	1,696 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	- 百万円	640 百万円
評価性引当額小計(注)1	1,754 百万円	2,337 百万円
繰延税金資産合計	964 百万円	1,112 百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	68 百万円	34 百万円
固定資産加速度償却	36 百万円	31 百万円
圧縮積立金	113 百万円	91 百万円
無形固定資産	78 百万円	69 百万円
その他	101 百万円	74 百万円
繰延税金資産との相殺	272 百万円	212 百万円
繰延税金負債合計	124 百万円	88 百万円
繰延税金資産純額	839 百万円	1,023 百万円

(注) 1. 評価性引当額が583百万円増加しております。この増加の主な内容は、連結子会社Menicon Singapore Pte. Ltd.において税務上の繰越欠損金等に係る評価性引当額を448百万円追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金等及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金等(a)	-	0	5	5	47	1,669	1,729百万円
評価性引当額	-	0	5	5	24	1,660	1,696百万円
繰延税金資産	-	-	-	-	23	9	32百万円

(a) 税務上の繰越欠損金等は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.7%	30.5%
(調整)		
交際費・寄付金等永久に損金に算入されない項目	0.6%	0.5%
住民税均等割等	1.9%	1.5%
評価性引当額	2.1%	0.4%
のれん償却額	6.4%	4.8%
法人税額の特別控除	3.0%	2.9%
子会社欠損金	3.8%	0.8%
税率変更による影響額	0.0%	- %
その他	0.2%	3.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.1%	37.5%

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの報告セグメントは、製品及びサービスの類似性及び重要性を勘案し、「コンタクトレンズ関連事業」としております。

「コンタクトレンズ関連事業」は、コンタクトレンズ及びケア用品、その関連商品を生産・販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部利益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	コンタクトレンズ関連事業		
売上高			
外部顧客への売上高	75,257	1,415	76,672
セグメント間の内部 売上高又は振替高	8	-	8
計	75,265	1,415	76,681
セグメント利益又は損失()	8,245	325	7,919
セグメント資産	58,087	1,096	59,184
その他の項目			
減価償却費	3,689	17	3,706
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4,276	22	4,298

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、新規事業を含んでおります。

2. 当社は「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度のセグメント資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	コンタクトレンズ関連事業		
売上高			
外部顧客への売上高	79,416	1,482	80,898
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	0	0
計	79,416	1,482	80,898
セグメント利益又は損失()	9,593	343	9,249
セグメント資産	63,052	1,116	64,168
その他の項目			
減価償却費	3,461	20	3,482
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	6,328	33	6,362

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、新規事業を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	75,265	79,416
「その他」の区分の売上高	1,415	1,482
セグメント間取引消去	8	0
連結財務諸表の売上高	76,672	80,898

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	8,245	9,593
「その他」の区分の利益	325	343
全社費用(注)	3,524	3,677
連結財務諸表の営業利益	4,394	5,571

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	58,087	63,052
「その他」の区分の資産	1,096	1,116
全社資産(注)	12,521	14,106
連結財務諸表の資産合計	71,706	78,275

(注) 1. 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金と本社建物であります。

2. 当社は「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度のセグメント資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	3,689	3,461	17	20	259	174	3,966	3,656
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4,276	6,328	22	33	175	198	4,474	6,560

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社の設備投資額であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	コンタクトレンズ・ ケア商品	メルスプラン	その他	合計
外部顧客への売上高	36,518	38,304	1,849	76,672

(注) 「その他」の金額は新規事業を含んでおります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:百万円)

日本	欧州	北米	アジア	その他	合計
68,172	6,017	902	1,255	324	76,672

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	欧州	北米	アジア	その他	合計
18,807	2,485	49	1,224	0	22,567

(注) 有形固定資産の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	コンタクトレンズ・ ケア商品	メルスプラン	その他	合計
外部顧客への売上高	38,172	40,615	2,110	80,898

(注) 「その他」の金額は新規事業を含んでおります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:百万円)

日本	欧州	北米	アジア	その他	合計
71,498	6,431	997	1,649	320	80,898

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	欧州	北米	アジア	その他	合計
21,738	2,364	39	1,304	0	25,447

(注) 有形固定資産の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	全社・消去	合計
	コンタクトレンズ関連事業			
減損損失	106	-	-	106

(注) 1. 「その他」の金額は新規事業に係るものであります。

2. 前連結会計年度の減損損失のうち、63百万円については特別損失の事業整理損に含まれております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	全社・消去	合計
	コンタクトレンズ関連事業			
減損損失	-	-	-	-

(注) 「その他」の金額は新規事業に係るものであります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	全社・消去	合計
	コンタクトレンズ関連事業			
当期償却額	1,041	-	-	1,041
当期末残高	3,708	-	-	3,708

(注) 「その他」の金額は新規事業に係るものであります。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	全社・消去	合計
	コンタクトレンズ関連事業			
当期償却額	984	-	-	984
当期末残高	2,719	-	-	2,719

(注) 「その他」の金額は新規事業に係るものであります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注4)	科目	期末残高 (百万円) (注4)
役員及び その近親者が 議決権の過半 数を所有して いる会社等	カトー機械(株)	愛知県 名古屋市 中区	10	卸売業	なし	生産資材物 及び設備等 の購入取引 役員の兼任 なし	生産資材物 等の購入 (注1)	17	買掛金	1
									支払手形	5
							設備等の購 入 (注1)	415	未払金	48
									その他 流動負債	82
役員及び その近親者	田中恭一			当社創業者 顧問	(被所有) 直接 0.11	顧問契約	顧問料 (注2)	20		
役員	ステファン・ ドナルド・ ニューマン			当社執行役	なし	資産譲渡契 約の締結	ロイヤリ ティ (注3)	29	その他 流動負債	7

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額は、複数社からの見積もりを入手し、市場の実勢価格を勘案して決定しております。また、その他の取引条件については、一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 当社創業者としての経営全般のサポート及びアドバイスでの関与に基づき顧問料を決めております。
3. ロイヤリティについては、契約締結時に、双方協議の上決定しております。
4. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注6)	科目	期末残高 (百万円) (注6)
役員及び その近親者が 議決権の過半 数を所有して いる会社等	カトー機械(株)	愛知県 名古屋市 中区	10	卸売業	なし	生産資材物 及び設備等 の購入取引 役員の兼任 なし	生産資材物 等の購入、 修繕作業等 (注1)	26	買掛金	0
									支払手形	5
							設備等の購 入 (注1)	789	未払金	24
									その他 流動負債	122
役員及び その近親者	田中恭一			当社創業者 顧問	(被所有) 直接 0.11	顧問契約	顧問料 (注2)	20		
							イベント 業務受託 (注3)		32	
役員	ステファン・ ドナルド・ ニューマン			当社執行役	なし	資産譲渡契 約の締結	ロイヤリ ティ (注4)	32	その他 流動負債	8
役員	杉山章寿			当社執行役	(被所有) 直接 0.06		ストック・ オプション の権利行使 (注5)	11		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額は、複数社からの見積もりを入手し、市場の実勢価格を勘案して決定しております。また、その他の取引条件については、一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 当社創業者としての経営全般のサポート及びアドバイスでの関与に基づき顧問料を決めております。
3. イベント業務受託については、一般の取引条件と同様に発生コスト等を勘案して、交渉の上合理的に決定しております。
4. ロイヤリティについては、契約締結時に、双方協議の上決定しております。
5. 2014年6月26日開催の株主総会決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。
6. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	1,138円62銭	1,205円46銭
1株当たり当期純利益	75円67銭	101円63銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	74円84銭	94円30銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,657	3,576
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	2,657	3,576
普通株式の期中平均株式数(株)	35,113,097	35,193,755
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	388,147	2,735,153
(うち転換社債型新株予約権付社債(株))	(-)	(2,377,320)
(うち新株予約権(株))	(388,147)	(357,833)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 り当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要	-	-

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	40,121	42,549
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	73	80
(うち新株予約権(百万円))	(33)	(38)
(うち非支配株主持分(百万円))	(39)	(42)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	40,048	42,468
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通 株式の数(株)	35,172,994	35,230,516

3. 当社は、2018年1月1日付けで普通株式1株に対し普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、前連結会計年度の期首に当該株式分
割が行われたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)メニコン	第13回無担保社債	2012年1月31日	231	- (-)	0.16	なし	2019年1月31日
(株)メニコン	第14回無担保社債	2012年7月31日	300	100 (100)	0.53	なし	2019年7月31日
(株)メニコン	第15回無担保社債	2012年8月8日	300	100 (100)	0.66	なし	2019年8月8日
(株)メニコン	第16回無担保社債	2012年12月20日	200	100 (100)	0.46	なし	2019年12月20日
(株)メニコン	第17回無担保社債	2013年9月30日	1,000	- (-)	0.67	なし	2018年9月28日
(株)メニコン	第18回無担保社債	2014年1月31日	600	400 (200)	0.59	なし	2021年1月29日
(株)メニコン	第19回無担保社債	2014年1月31日	600	400 (200)	0.69	なし	2021年1月29日
(株)メニコン	第20回無担保社債	2014年6月20日	787	562 (225)	0.54	なし	2021年6月18日
(株)メニコン	第21回無担保社債	2014年6月30日	630	450 (180)	0.61	なし	2021年6月30日
(株)メニコン	第22回無担保社債	2016年9月26日	1,000	900 (200)	0.17	なし	2023年9月26日
(株)メニコン	第23回無担保社債	2016年12月28日	2,300	2,300 (460)	0.33	なし	2023年11月30日
(株)メニコン	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	2018年6月7日	-	4,029 (-)	0.00	なし	2021年6月7日
(株)メニコン	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債	2018年6月7日	-	3,970 (-)	0.00	なし	2021年6月7日
合計	-	-	7,948	13,312 (1,765)	-	-	-

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき株式の内容	新株予約権の発行価額	株式の発行価格 (円)	発行価額の総額 (百万円)	新株予約権の発行により発行した株式の発行価額の総額 (百万円)	新株予約権の付与割合 (%)	新株予約権の行使期間	代用払込みに関する事項
(株)メニコン 普通株式	無償	3,219	4,040	-	100	自 2018年6月14日 至 2021年5月25日	(注)
(株)メニコン 普通株式	無償	3,525	3,960	-	100	自 2018年6月14日 至 2021年5月25日	(注)

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約券に係る本社債を出資するものとしております。

3. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
1,765	1,465	8,862	660	560

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	503	32	0.98	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2,372	1,984	0.52	-
1年以内に返済予定のリース債務	82	30	1.70	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	5,158	3,423	0.50	2020年7月30日～ 2023年9月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	120	90	1.52	2020年9月9日～ 2024年10月31日
其他有利子負債	-	-	-	-
合計	8,236	5,560	-	-

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は次のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,777	976	530	140
リース債務	40	18	14	10

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	19,643	40,097	60,265	80,898
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,310	2,974	4,512	5,727
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	766	1,810	2,833	3,576
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	21.79	51.46	80.51	101.63

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益 (円)	21.79	29.68	29.04	21.13

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,546	9,296
受取手形	4 49	4 50
売掛金	1 6,302	1 6,849
商品	1,243	1,689
製品	6,900	7,106
原材料	154	153
仕掛品	528	502
貯蔵品	595	729
短期貸付金	-	1 13
その他	1 951	1 773
貸倒引当金	57	61
流動資産合計	24,216	27,103
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,259	5,134
構築物	123	107
機械及び装置	3,269	3,445
車両運搬具	0	1
工具、器具及び備品	578	663
土地	4,457	4,416
リース資産	226	149
建設仮勘定	348	3,356
有形固定資産合計	14,263	17,274
無形固定資産		
のれん	188	105
特許権	3	4
ソフトウェア	821	1,063
電話加入権	37	37
その他	666	446
無形固定資産合計	1,717	1,656
投資その他の資産		
投資有価証券	391	320
関係会社株式	26,050	27,072
出資金	3	3
長期貸付金	1 549	1 988
長期前払費用	45	48
繰延税金資産	422	580
差入保証金	552	552
その他	134	149
貸倒引当金	1	1
投資その他の資産合計	28,146	29,713
固定資産合計	44,128	48,645
資産合計	68,344	75,749

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	1 1,559	1 1,409
買掛金	1 2,252	1 2,348
短期借入金	1 2,021	1 2,500
1年内償還予定の社債	2,636	1,765
1年内返済予定の長期借入金	1,963	1,635
リース債務	78	30
未払金	1 2,792	1 2,559
未払費用	1 295	1 333
未払法人税等	887	1,074
未払消費税等	367	53
預り金	228	308
賞与引当金	795	1,057
設備関係支払手形	349	1,628
その他	61	74
流動負債合計	16,288	16,777
固定負債		
社債	5,312	3,547
転換社債型新株予約権付社債	-	8,000
リース債務	120	90
長期未払金	481	481
長期借入金	4,603	2,968
長期預り保証金	5	3
資産除去債務	68	68
固定負債合計	10,591	15,160
負債合計	26,880	31,937
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,379	3,379
資本剰余金		
資本準備金	2,553	2,553
資本剰余金合計	2,553	2,553
利益剰余金		
利益準備金	246	246
その他利益剰余金		
圧縮積立金	257	208
別途積立金	24,733	24,733
繰越利益剰余金	12,688	15,030
利益剰余金合計	37,926	40,219
自己株式	2,502	2,414
株主資本合計	41,356	43,737
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	73	34
評価・換算差額等合計	73	34
新株予約権	33	38
純資産合計	41,463	43,811
負債純資産合計	68,344	75,749

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)		当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	
売上高	2	52,361	2	55,814
売上原価	2	27,302	2	28,906
売上総利益		25,059		26,907
販売費及び一般管理費	1, 2	21,373	1, 2	22,375
営業利益		3,685		4,532
営業外収益				
受取利息	2	68	2	14
受取配当金	2	137		8
受取賃貸料	2	84	2	30
その他	2	286	2	244
営業外収益合計		577		298
営業外費用				
支払利息	2	92	2	71
為替差損		8		38
金融支払手数料		21		19
賃貸収入原価		24		5
社債発行費		-		23
その他	2	92	2	118
営業外費用合計		240		275
経常利益		4,022		4,554
特別利益				
固定資産売却益	3	10	3	1
投資有価証券売却益		0		2
補助金収入		105		86
特別利益合計		116		89
特別損失				
固定資産売却損	4	28		-
固定資産除却損	5	40	5	14
投資有価証券売却損		-		0
投資有価証券評価損		-		1
関係会社株式評価損	6	1,321		-
特別損失合計		1,390		17
税引前当期純利益		2,748		4,627
法人税、住民税及び事業税		1,244		1,553
法人税等調整額		0		143
法人税等合計		1,243		1,410
当期純利益		1,504		3,217

【売上原価明細書】

メルス売上原価の内容は、次の通りであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
メルス原価 (注1)	8,465百万円	8,988百万円
メルス支払手数料 (注2)	10,527百万円	11,161百万円
メルス販売原価 (注3)	1,532百万円	1,635百万円
合計	20,524百万円	21,784百万円

- (注) 1. メルス原価とは、メルスプランに係るコンタクトレンズに関する製品及び商品原価であります。
2. メルス支払手数料とは、メルスプラン会員の管理手数料であります。
3. メルス販売原価とは、メルスプランによる売上高に関わっている販売店従業員の人件費等であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	3,379	2,553	2,553	246	307	24,733	11,866
当期変動額							
剰余金の配当							666
圧縮積立金の積立					53		53
圧縮積立金の取崩					103		103
当期純利益							1,504
自己株式の取得							
自己株式の処分							65
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	49	-	822
当期末残高	3,379	2,553	2,553	246	257	24,733	12,688

	株主資本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
	利益剰余金合計						
当期首残高	37,153	2,640	40,446	62	62	35	40,545
当期変動額							
剰余金の配当	666		666				666
圧縮積立金の積立	-		-				-
圧縮積立金の取崩	-		-				-
当期純利益	1,504		1,504				1,504
自己株式の取得		0	0				0
自己株式の処分	65	137	72				72
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				10	10	2	8
当期変動額合計	772	137	910	10	10	2	918
当期末残高	37,926	2,502	41,356	73	73	33	41,463

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位: 百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	3,379	2,553	2,553	246	257	24,733	12,688
当期変動額							
剰余金の配当							879
圧縮積立金の積立					33		33
圧縮積立金の取崩					83		83
当期純利益							3,217
自己株式の取得							
自己株式の処分							44
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	49	-	2,342
当期末残高	3,379	2,553	2,553	246	208	24,733	15,030

	株主資本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
	利益剰余金合計						
当期首残高	37,926	2,502	41,356	73	73	33	41,463
当期変動額							
剰余金の配当	879		879				879
圧縮積立金の積立	-		-				-
圧縮積立金の取崩	-		-				-
当期純利益	3,217		3,217				3,217
自己株式の取得		0	0				0
自己株式の処分	44	88	43				43
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				39	39	4	34
当期変動額合計	2,293	88	2,381	39	39	4	2,347
当期末残高	40,219	2,414	43,737	34	34	38	43,811

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(1) 商品・製品・仕掛品

総平均法

(2) 原材料

移動平均法

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～50年

機械及び装置 2～17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、先物為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象...外貨建予定取引、借入金の利息

(3) ヘッジ方針

デリバティブ管理規程に基づき為替相場の変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して為替変動による影響と相殺又は一定の範囲に限定する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」376百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」580百万円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各項目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	832百万円	494百万円
長期金銭債権	514百万円	984百万円
短期金銭債務	3,645百万円	4,009百万円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	8,500百万円	8,500百万円
借入実行残高	- 百万円	- 百万円
差引額	8,500百万円	8,500百万円

3 偶発債務

下記の会社の営業取引について、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
株式会社みずほ銀行	13百万円	13百万円
Menicon Singapore Pte. Ltd.	3,370百万円	2,987百万円
計	3,384百万円	3,001百万円

4 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
受取手形	4百万円	5百万円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給与及び賞与	3,010百万円	2,965百万円
販売促進費	2,934百万円	3,290百万円
研究開発費	2,582百万円	2,931百万円
貸倒引当金繰入額	54百万円	54百万円
減価償却費	817百万円	786百万円
賞与引当金繰入額	409百万円	564百万円
退職給付費用	168百万円	230百万円
おおよその割合		
販売費	19.9%	18.3%
一般管理費	80.1%	81.7%

2 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	1,259百万円	1,596百万円
仕入高	9,868百万円	9,844百万円
販売費及び一般管理費	1,089百万円	1,238百万円
営業取引以外の取引高	346百万円	163百万円

3 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物	15百万円	0百万円
機械及び装置	0百万円	- 百万円
工具、器具及び備品	0百万円	1百万円
土地	5百万円	0百万円
ソフトウエア	- 百万円	0百万円
計	10百万円	1百万円

同一物件の売却により発生した売却益と売却損は相殺して、損益計算書上では固定資産売却益として表示してあります。

4 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物	404百万円	- 百万円
構築物	33百万円	- 百万円
工具、器具及び備品	14百万円	- 百万円
車両運搬具	1百万円	- 百万円
土地	478百万円	- 百万円
計	28百万円	- 百万円

同一物件の売却により発生した売却益と売却損は相殺して、損益計算書上では固定資産売却損として表示してあります。

5 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物	19百万円	4百万円
構築物	0百万円	- 百万円
機械及び装置	0百万円	3百万円
工具、器具及び備品	8百万円	2百万円
リース資産	0百万円	- 百万円
建設仮勘定	11百万円	- 百万円
ソフトウェア	0百万円	- 百万円
その他（無形固定資産）	- 百万円	4百万円
計	40百万円	14百万円

6 関係会社株式評価損

前事業年度の関係会社株式評価損は、Menicon America, Inc.の株式に係る評価損であります。

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載していません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

（単位：百万円）

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
子会社株式	26,017	26,623
関連会社株式	33	448
合計	26,050	27,072

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	242百万円	323百万円
未払法定福利費	37百万円	48百万円
貸倒引当金	17百万円	18百万円
たな卸資産評価損	6百万円	7百万円
一括償却資産超過額	9百万円	19百万円
未払事業税	56百万円	67百万円
長期未払金	147百万円	147百万円
投資有価証券評価損	34百万円	28百万円
関係会社株式評価損	726百万円	726百万円
減損損失	202百万円	188百万円
資産除去債務	20百万円	20百万円
差入保証金償却額	23百万円	25百万円
減価償却超過額	35百万円	40百万円
株式報酬費用	10百万円	11百万円
その他	135百万円	236百万円
繰延税金資産小計	1,707百万円	1,910百万円
評価性引当額	1,127百万円	1,209百万円
繰延税金資産合計	580百万円	700百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	29百万円	14百万円
圧縮積立金	113百万円	91百万円
有形固定資産	15百万円	14百万円
繰延税金負債合計	157百万円	120百万円
繰延税金資産純額	422百万円	580百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.7%	-
(調整)		
交際費・寄付金等永久に損金に算入されない項目	3.1%	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.5%	-
住民税均等割等	2.3%	-
評価性引当額	14.2%	-
法人税額の特別控除額	3.5%	-
税率変更による影響額	0.0%	-
その他	0.1%	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.3%	-

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形 固定 資産	建物	11,719	219	11	339	11,927	6,793
	構築物	491	-	-	16	491	384
	機械及び装置	10,675	947	73	767	11,549	8,103
	車両運搬具	0	1	-	0	2	1
	工具、器具及び備品	3,678	525	196	436	4,006	3,343
	土地	4,457	-	41	-	4,416	-
	リース資産	962	0	146	43	816	666
	建設仮勘定	348	4,241	1,232	-	3,356	-
	計	32,335	5,935	1,702	1,603	36,567	19,292
無形 固定 資産	のれん	1,457	-	-	83	1,457	1,351
	特許権	59	1	-	0	60	56
	ソフトウェア	3,139	639	7	396	3,771	2,708
	電話加入権	37	-	-	-	37	-
	その他	693	284	494	10	484	37
	計	5,387	924	501	491	5,810	4,153

(注) 1. 当期首残高、当期増加額、当期減少額及び当期末残高は、取得価額を記載しています。

2. 固定資産の当期増加額の内容は次のとおりであります。

建物	各務原工場_生産設備	38百万円	関工場_生産設備	52百万円
	テクノステーション改修	45百万円	総合研究所改修	34百万円
機械及び装置	各務原工場_生産設備	797百万円	関工場_生産設備	85百万円
工具器具備品	各務原工場_生産設備	175百万円	関工場_生産設備	24百万円
	総合研究所_研究設備	97百万円	直営店改修	25百万円
建設仮勘定	各務原工場_生産設備	2,744百万円	関工場_生産設備	446百万円
ソフトウェア	メルス関連システム改善	398百万円	Miru3Cシステム開発	61百万円
その他	システム開発・改修	111百万円	新物流システム開発	47百万円

3. 固定資産の当期減少額の内容は次のとおりであります。

機械及び装置	総合研究所_研究設備	68百万円		
工具器具備品	総合研究所_研究設備	64百万円	直営店備品売却	23百万円
	直営店改修	18百万円		
土地	花咲駐車場売却	41百万円		
リース資産	関工場_生産設備買取	146百万円		

4. 建設仮勘定の当期減少額の金額は、本勘定への振り替え等であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	58	54	51	62
賞与引当金	795	1,057	795	1,057

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは以下のとおりであります。 公告掲載URL https://www.menicon.co.jp/
株主に対する特典	毎年3月末現在の株主名簿に記載又は記録された1単元(100株)以上を保有されている株主様に対し、以下の株主優待を実施いたします。 A～Kの以下商品より1つを選択 A．メニコン優待券 3,000円分 B．O ケア アミノソラ 6本 C．エピカ アクアモア 6本 D．ラフェリアイ 1本 E．ルナリズム 1本 F．ペロワン 1本 G．目留寿家のお茶 2本 H．LUTEIN&ME ドリップコーヒー 30P I．LUTEIN&ME デカフェドリップコーヒー 30P J．新潟県・佐渡市「トキ保護募金」へ寄付 K．エンジン01「動物愛護委員会」へ寄付 メルスプラン入会特典が受けられるチケット 自社協賛コンサートへの招待 抽選

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第61期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月27日東海財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月27日東海財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第62期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月9日東海財務局長に提出。

第62期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月13日東海財務局長に提出。

第62期第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 2019年2月14日東海財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月24日

株式会社メニコン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市村 清

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水谷 洋 隆

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メニコンの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メニコン及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メニコンの2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社メニコンが2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月24日

株式会社メニコン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市村 清

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水谷 洋隆

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メニコンの2018年4月1日から2019年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メニコンの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。